

# 事業概要

平成25年度

広島県西部厚生環境事務所広島支所

広島県西部保健所広島支所



# 目 次

## I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内地図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務の内容	4
5	沿革	5
6	常設の相談等の実施計画	7
7	人口動態等	8

## II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	10
2	母子・寡婦福祉対策	10
3	生活保護対策	11
4	医療対策	11
5	災害対策	11
6	健康づくり対策・生活習慣病対策	11
7	栄養改善対策	12
8	結核・感染症対策	12
9	肝炎対策	13
10	歯科保健対策	13
11	精神保健福祉対策	14
12	難病対策	14
13	母子保健対策	15
14	食品衛生対策	15
15	狂犬病予防対策	16
16	薬事関係対策	16
17	環境保全対策	17
18	廃棄物対策	17

### Ⅲ 資 料

<b>管内の状況一覧</b> .....	19
<b>地域保健福祉対策</b>	
(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況 .....	21
(2) 衛生教育の実施状況 .....	21
(3) 市町指導の状況 .....	21
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況 .....	22
<b>母子（寡婦）福祉対策</b>	
(1) 母子自立支援員の相談指導状況 .....	24
(2) 母子福祉資金の貸付状況 .....	25
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況 .....	26
<b>生活保護対策</b>	
(1) 保護の状況 .....	27
(2) 保護の開始・廃止理由等の状況 .....	27
(3) 生活保護費の支給状況 .....	28
(4) 一時扶助の状況 .....	28
(5) 生活保護施設入所者の状況 .....	28
<b>医療対策</b>	
(1) 病院・診療所の状況 .....	29
(2) 立入検査及び使用許可件数 .....	29
<b>健康増進・栄養改善対策等</b>	
(1) 給食施設等の指導状況 .....	30
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況 .....	31
(3) 栄養・運動等指導の実施状況 .....	31
(4) 健康増進事業実施状況 .....	32
<b>感染症対策</b>	
(1) 感染症発生状況 .....	33
(2) 結核の状況 .....	34
(3) 感染症発生に伴う指導状況 .....	37
(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況 .....	37
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況 .....	38
(6) 健康教育実施状況 .....	38

(7) 肝炎相談件数及び肝炎ウイルス検査の実施状況	38
---------------------------	----

#### 歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	40
(2) 相談事業の状況	40
(3) 市町指導・支援の状況	40

#### 精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	41
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	41
(3) 組織育成支援状況	41
(4) 相談指導実施状況	42
(5) 家庭訪問指導状況	42
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	43

#### 難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況	44
(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	46
(3) 相談事業の実施状況	47
(4) 電話相談及び面接相談等の状況	47
(5) 家庭訪問指導の状況	48
(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況	48
(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況	49
(8) アスベスト相談状況	50

#### 母子保健対策

(1) 養育医療給付受給者数	51
(2) 長期療養児療育相談指導の実施状況	51
(3) 自立支援医療（育成医療）給付受給者数の状況	52
(4) 不妊治療費助成の申請状況	52

#### 食品衛生対策

(1) 施設数の状況	53
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	55
(3) 食品衛生監視指導状況	56
(4) 食品収去検査状況	58
(5) 集団食中毒発生状況	58

#### 生活衛生対策等

(1) 狂犬病予防業務の状況	59
----------------	----

## 薬事対策

- (1) 薬事等監視指導状況 ..... 60
- (2) 毒劇物監視指導状況 ..... 60
- (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 ..... 61
- (4) 医薬品収去検査状況 ..... 62
- (5) 家庭用品の試買検査状況 ..... 62
- (6) 献血状況 ..... 62

## 環境保全対策

- (1) 公害関係特定施設の状況 ..... 63
- (2) 土壌汚染, 化学物質対策の状況 ..... 63
- (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況 ..... 64
- (4) 公害苦情事案の取扱状況 ..... 64
- (5) 水質事故事案の取扱状況 ..... 64
- (6) 大気汚染測定網(常設) 一覧表 ..... 65
- (7) 環境調査の実施状況 ..... 66

## 廃棄物対策

- (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況 ..... 67
- (2) 産業廃棄物処理業許可状況 ..... 67
- (3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況 ..... 68
- (4) 産業廃棄物処理施設設置状況等 ..... 68
- (5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 ..... 69
- (6) 産業廃棄物に係る協議等 ..... 70

## その他の資料

- (1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 ..... 71

# I 概 況





## 1 管内の概況

当所は、平成 21 年 4 月 1 日に地域事務所再編に伴い、西部厚生環境事務所・西部保健所の支所として、新たに設置され、県の南部に位置する海田地域（安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）と県の北西部に位置する芸北地域（安芸高田市、山県郡安芸太田町、北広島町）の 1 市 6 町を管轄区域としている。管内の面積は 1,599.83k m<sup>2</sup>で、総人口は 174,628 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）となっている。

海田地域は、面積は 73.55k m<sup>2</sup>で、人口は 117,160 人となっており、前年度に比べ僅かながら減少している。

4 町は、従来から、生活、産業などのあらゆる面で隣接する広島市との結びつきが強く、広島市の都市機能の拡充に伴い就業人口の増加が今後見込まれるなど、広島市と一体的な生活圏を形成しながら発展してきている。

交通機関としては、鉄道では、府中町、海田町及び坂町を走る JR 山陽本線及び呉線があり、道路では国道 2 号及び 31 号をはじめ、広島・呉道路、広島・熊野道路、広島高速 1 号線（安芸府中道路）、広島高速 2 号線（府中仁保道路）及び海田・東広島道路などが整備され、県東部、呉地域及び広島市との結節点として交通の要衝となっている。

産業では、大手自動車メーカーやその関連した中小の製造業のほか、大型ショッピングセンターなどの卸・小売業のサービス業等が数多く立地している。また、海田湾埋立て工事により造成された流通団地は生産材の流通拠点となっている。その他、伝統産業としては、「熊野町の筆づくり」が有名である。

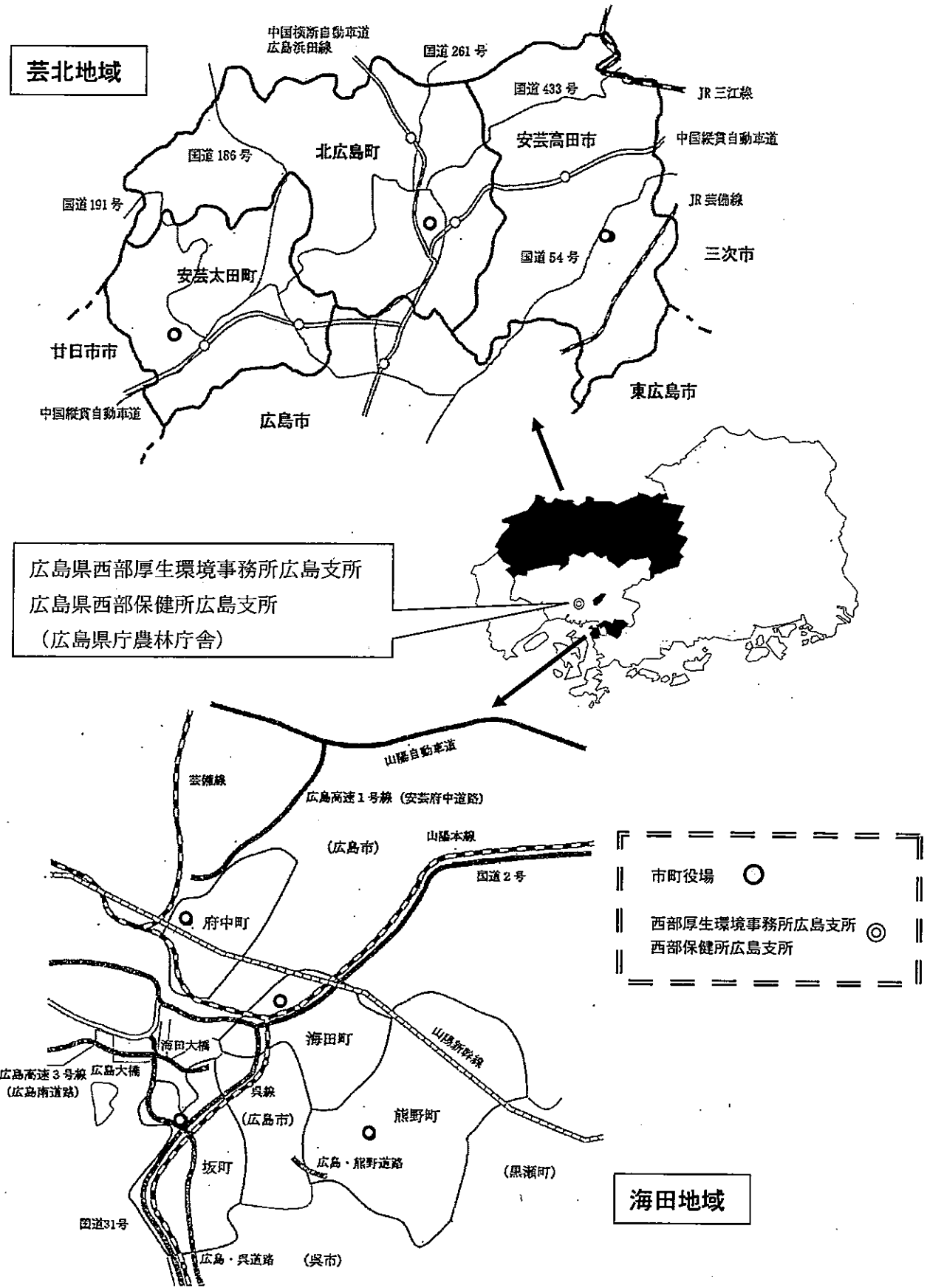
芸北地域は、面積は 1,526.28k m<sup>2</sup>で、人口は、57,468 人となっており、長期的に減少傾向が続いている。また、高齢化も進んでおり、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 36.4%であり、県の 25.4%を大きく上回っている。

主要河川は、瀬戸内海へ流れる太田川と、日本海へ流れる江の川がある。両河川とも水量が豊富で、太田川上流には樽床ダム、温井ダム等があり、江の川上流には土師ダムがあり、工業・農業・水道用水及び発電に利用されている。

交通機関としては、鉄道では、安芸高田市を走る JR 芸備線及び三江線があり、道路では安芸高田市内の国道 54 号、山県郡内の国道 186, 191, 261 号及び山県郡と安芸高田市を結ぶ国道 433 号がある。また、高速道路は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線が管内を縦横に走っており、隣県間の物資の運送等、商業・工業・文化の交流に重要な役割を果たしている。

産業は、近年第 1 次産業、第 2 次産業の占める割合が低下し、第 3 次産業の占める割合が上昇しているが、全県と比較すると、第 1 次産業のウェイトが高く、第 3 次産業のウェイトが低い農村型となっている。

## 2 管内地図



### 3 市町別主要指標

区 分	管 内 総 数	管 内 市 町							広 島 県
		安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
面積 (Km <sup>2</sup> )	1,599.83	537.79	10.45	13.81	33.62	15.67	342.25	646.24	8,479.73
世 帯 数	74,290	13,180	21,615	12,035	10,387	5,589	3,348	8,136	1,245,350
総 人 口	174,628	30,721	50,918	28,027	24,878	13,337	7,216	19,531	2,836,043
0歳～4歳	7,347 (4.2)	1,027 (3.3)	2,507 (4.9)	1,388 (5.0)	943 (3.8)	667 (5.0)	172 (2.4)	643 (3.3)	125,973 (4.4)
5歳～9歳	7,657 (4.4)	1,152 (3.7)	2,411 (4.7)	1,334 (4.8)	1,121 (4.5)	699 (5.2)	180 (2.5)	760 (3.9)	127,084 (4.5)
10歳～14歳	8,242 (4.7)	1,228 (4.0)	2,579 (5.1)	1,422 (5.1)	1,247 (5.0)	651 (4.9)	246 (3.4)	869 (4.4)	133,736 (4.7)
15歳～19歳	8,427 (4.8)	1,381 (4.5)	2,602 (5.1)	1,424 (5.1)	1,271 (5.1)	609 (4.6)	273 (3.8)	867 (4.4)	136,792 (4.8)
20歳～24歳	7,663 (4.4)	1,221 (4.0)	2,512 (4.9)	1,407 (5.0)	970 (3.9)	582 (4.4)	206 (2.9)	765 (3.9)	136,603 (4.8)
25歳～29歳	8,624 (4.9)	1,225 (4.0)	2,910 (5.7)	1,839 (6.6)	1,026 (4.1)	660 (4.9)	222 (3.1)	742 (3.8)	149,853 (5.3)
30歳～34歳	9,511 (5.4)	1,306 (4.3)	3,331 (6.5)	1,835 (6.5)	1,235 (5.0)	773 (5.8)	227 (3.1)	804 (4.1)	165,607 (5.8)
35歳～39歳	11,851 (6.8)	1,697 (5.5)	3,873 (7.6)	2,236 (8.0)	1,693 (6.8)	972 (7.3)	293 (4.1)	1,087 (5.6)	204,532 (7.2)
40歳～44歳	12,279 (7.0)	1,686 (5.5)	4,077 (8.0)	2,281 (8.1)	1,856 (7.5)	978 (7.3)	307 (4.3)	1,094 (5.6)	207,823 (7.3)
45歳～49歳	10,326 (5.9)	1,470 (4.8)	3,622 (7.1)	1,762 (6.3)	1,466 (5.9)	761 (5.7)	302 (4.2)	943 (4.8)	171,216 (6.0)
50歳～54歳	9,726 (5.6)	1,673 (5.4)	3,186 (6.3)	1,517 (5.4)	1,193 (4.8)	701 (5.3)	384 (5.3)	1,072 (5.5)	164,227 (5.8)
55歳～59歳	10,352 (5.9)	2,062 (6.7)	2,985 (5.9)	1,513 (5.4)	1,319 (5.3)	698 (5.2)	491 (6.8)	1,284 (6.6)	170,773 (6.0)
60歳～64歳	13,949 (8.0)	2,791 (9.1)	3,480 (6.8)	2,107 (7.5)	2,182 (8.8)	1,013 (7.6)	640 (8.9)	1,736 (8.9)	222,849 (7.9)
65歳～69歳	12,499 (7.2)	2,386 (7.8)	3,150 (6.2)	1,814 (6.5)	2,250 (9.0)	916 (6.9)	586 (8.1)	1,397 (7.2)	196,842 (6.9)
70歳～74歳	10,887 (6.2)	1,980 (6.4)	2,687 (5.3)	1,535 (5.5)	2,122 (8.5)	857 (6.4)	549 (7.6)	1,157 (5.9)	163,272 (5.8)
75歳～79歳	9,529 (5.5)	2,027 (6.6)	2,178 (4.3)	1,119 (4.0)	1,441 (5.8)	679 (5.1)	679 (9.4)	1,406 (7.2)	139,808 (4.9)
80歳以上	15,759 (9.0)	4,409 (14.4)	2,828 (5.6)	1,494 (5.3)	1,543 (6.2)	1,121 (8.4)	1,459 (20.2)	2,905 (14.9)	219,053 (7.7)
人 口 密 度	109.2	57.1	4,872.5	2,029.5	740.0	851.1	21.1	30.2	334.4

(注1) 面積…「平成24年度全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」(総務省)平成25年3月31日現在

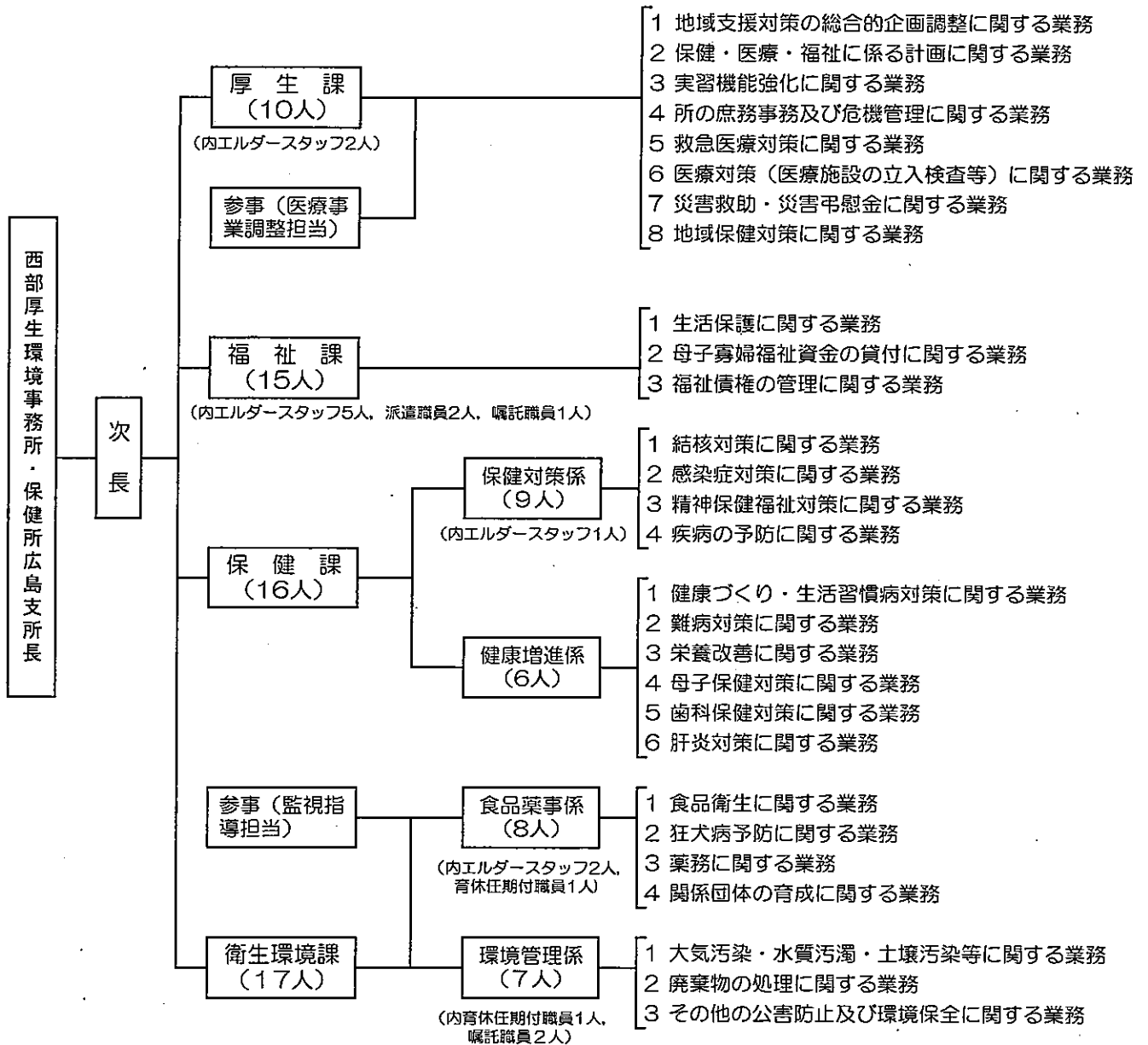
(注3) 総人口年齢区分の下段( )は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

## 4 行政組織・業務の内容

### (1) 行政組織

(平成25年4月1日現在)



# 5 沿革

	海田福祉事務所	海田保健所	可部福祉事務所	可部保健所
昭	<p>26.10.1 安芸地方事務所（安芸郡）に厚生課を設置</p> <p>31.5.1 安芸地方事務所を廃止し、海田市福祉事務所を設置</p>	<p>23.8.1 広島市霞町の県庁構内に安藝保健所を設置（安芸郡及び佐伯郡の一部（8町21村）を管轄）</p> <p>24.6.18 海田市町（海田町稲高町）に移転</p> <p>24.9.8 安藝保健所を海田市保健所に改称</p> <p>25.1.16 海田市町（現・海田町の港町公園）に庁舎を新設</p> <p>26.7.1 大柿保健所の設置により2町8村を移管</p>	<p>25.10.1 安佐地方事務所に厚生課を設置（安佐郡を管轄）</p> <p>山県地方事務所に厚生課を設置（山県郡を管轄）</p> <p>高田地方事務所に厚生課を設置（高田郡を管轄）</p> <p>31.5.1 安佐、山県、高田地方事務所を廃止し、可部福祉事務所を設置（安佐郡及び山県郡を管轄）</p> <p>吉田福祉事務所を設置（高田郡を管轄）</p>	<p>17.4.1 加計保健所を設置（山県郡西部を管轄）</p> <p>19.9.30 可部保健所を設置（安佐郡を管轄）</p> <p>八重保健所を設置（山県郡東部を管轄）</p> <p>甲立保健所を設置（高田郡を管轄）</p>
和	<p>32.1.20 海田市福祉事務所を海田福祉事務所に改称</p> <p>39.4.1 呉福祉事務所が設置され、江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町を移管</p>	<p>32.1.1 海田市保健所を海田保健所に改称</p> <p>39.4.1 大柿保健所から倉橋町が移管</p> <p>46.5.1 海田町稲荷町から海田合同庁舎内（海田町南昭和町14番19号）に移転</p>	<p>51.4.1 機構改革により吉田福祉事務所を廃止し、山県郡及び高田郡を管轄区域として可部福祉事務所を設置</p>	<p>32.1.1 八重保健所を千代田保健所に変更</p> <p>甲立保健所を甲田保健所に変更</p> <p>48.3.20 可部保健所を廃止（管内全町が広島市へ編入されたことに伴う。）</p> <p>53.4.1 加計、千代田及び甲田の3保健所を統合し、可部保健所として再編整備（山県郡及び高田郡を管轄）</p>

<p>可部総合福祉保健センター(可部保健センター・可部保健所)</p>	<p>5. 4. 1 可部福祉事務所と可部保健所を統合して可部総合福祉保健センター(可部福祉保健センター・可部保健所)を設置(安芸郡を管轄) 音戸町, 倉橋町, 下蒲刈町, 蒲刈町を呉総合福祉保健センターに移管</p> <p>9. 4. 1 老人保健福祉室を廃止し, 保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し, 保健課保健対策係及び健康増進係を設置</p> <p>10. 4. 1 試験検査課を縮小, 試験検査室に名称変更</p> <p>11. 4. 1 試験検査室を東広島保健所へ集約</p>
<p>芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所</p>	<p>13. 4. 1 地域事務所制への移行に伴い, 可部総合福祉保健センター(可部福祉保健センター・可部保健所)を芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所に再編整備</p> <p>18. 4. 1 市, 町への事務移譲に伴い, 福祉課福祉係を廃止</p> <p>19. 4. 1 福祉課指導係を廃止</p> <p>20. 4. 1 福祉課を廃止 厚生推進課地域医療係→医療福祉係</p>
<p>西部厚生環境事務所広島支所</p>	<p>21. 4. 1 地域事務所再編により, 広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所海田分室とを統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内(広島市中区基町10-52)に設置(安芸高田市, 安芸郡及び山県郡を管轄)</p> <p>課・係設置 厚生保健課 → 厚生推進係, 医療福祉係, 保健対策係, 健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係 (業務の一部は, 本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管)</p> <p>24. 4. 1 厚生保健課を廃止し, 厚生課及び保健課を設置(厚生推進係, 医療福祉係を廃止) 福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管, 設置</p> <p>課・係設置 厚生課 → 係なし 福祉課 → 係なし 保健課 → 保健対策係, 健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係</p>

## 6 常設の相談等の実施計画

### 健康相談日

(平成25年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
精神	精神保健福祉相談	年17回	13:30~15:30	管内市町	予約制
精神	ひきこもり相談	年5回	13:30~15:30	西部保健所広島支所	予約制
エイズ	HIV抗体検査	毎月第2火曜日 (原則)	9:00~11:00	西部保健所広島支所	予約制
肝炎	肝炎ウイルス検査	毎月第2火曜日 (原則)	13:00~14:00	西部保健所広島支所	予約制

7 人口動態等  
(1) 平成23年(確定値)

(平成23年1月1日～平成23年12月31日)

市町名	人口	出生		死亡		乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚						
		総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	出生千対率	総数	出産千対率	自然	人工	総数	出産千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率			
安芸高田市	31,584	242	7.7	19	7.9	507	16.1	1	4.1	5	20.2	4	1	1	4.1	0	107	3.4	45	1.42
府中町	50,516	508	10.1	58	11.4	363	7.2	1	2.0	19	36.1	13	6	4	7.8	3	304	6.0	94	1.86
海田町	28,036	321	11.4	35	10.9	230	8.2	2	6.2	8	24.3	3	5	1	3.1	1	185	6.6	58	2.07
熊野町	25,120	171	6.8	17	9.9	238	9.5	0	-	5	28.4	2	3	0	-	0	100	4.0	61	2.43
坂町	13,428	112	8.3	11	9.8	127	9.5	0	-	4	34.5	2	2	2	17.5	2	56	4.2	16	1.19
安芸太田町	7,545	35	4.6	4	11.4	151	20.0	1	28.6	3	78.9	2	1	1	27.8	1	21	2.8	6	0.80
北広島町	20,001	114	5.7	8	7.0	309	15.4	0	-	4	33.9	2	2	0	-	0	78	3.9	45	2.25
合計	176,230	1,503	8.5	152	10.1	1,925	10.9	5	3.3	48	30.9	28	20	9	6.0	8	851	4.8	325	1.84
広島県	2,852,728	25,469	9.0	2,543	10.0	28,608	10.1	53	2.1	605	23.2	277	328	95	3.7	80	14,849	5.3	5,133	1.82
全国	126,180,000	1,050,806	8.3	-	-	1,253,066	9.9	2,463	2.3	25,751	23.9	11,940	13,811	4,315	4.1	3,491	661,895	5.2	235,719	1.87

(注)1 「平成23年人口動態統計年報(広島県)」による。  
 2 人口は平成23年3月31日現在住民基本台帳人口。(全国人口は平成23年10月1日現在総務省推計人口・日本人口)  
 3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。  
 4 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数(妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除している。



(2) 平成24年(概数)

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

市町名	人口		出生		死亡		産		婚姻		離婚		婚	
	総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	出生千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率
安芸高田市	177	5.6	531	16.8	4	22.1	112	3.5	53	1.7				
府中町	563	11.1	401	7.9	12	20.9	311	6.2	73	1.4				
海田町	285	10.2	203	7.2	10	33.9	199	7.1	54	1.9				
熊野町	177	7.0	238	9.5	3	16.7	105	4.2	39	1.6				
坂町	128	9.5	184	13.7	4	30.3	55	4.1	18	1.3				
安芸太田町	35	4.6	166	22.0	2	54.1	19	2.5	6	0.8				
北広島町	120	6.0	355	17.7	5	40.0	97	4.8	28	1.4				
合計	1,485	8.4	2,078	11.8	40	26.2	898	5.1	271	1.5				
広島県	24,849	8.7	29,273	10.3	526	20.7	14,667	5.1	5,074	1.8				
全国	1,037,101	8.2	1,256,254	10.0	24,804	23.4	668,788	5.3	235,394	1.87				

- (注)1 「平成24年人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)」による。  
 2 人口は平成24年3月31日現在住民基本台帳人口。(全国人口は平成24年10月1日現在総務省推計人口・日本人口)  
 3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。



## Ⅱ 主要事業の概要



## 1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健に係る広域的・専門的・技術的拠点として、各市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健対策を推進する。

### (1) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材の確保及び養成が大きな課題となっている。このため、保健・医療・福祉関係の学生等を受け入れ、実習指導を計画的に実施する。

### (2) 圏域地域保健対策協議会

これまで、海田地域及び芸北地域において、保健・医療・福祉の関係団体等で構成する圏域地域保健対策協議会（以下「地対協」という。）をそれぞれ設置し、保健・医療・福祉の推進を図ってきた。

平成 21 年 4 月の県の組織再編に伴い、各地対協事務局は広島支所に統合されたが、地域の実情、取り組むべき課題、今までの経緯などが異なるため、従来どおりに各圏域地対協ごとに事業を推進する。

なお、広島二次保健医療圏に関する事項については、事務局が統合されたことにより、海田地対協及び芸北地対協の課題等を整理して、広島市連合地対協と協議を行うことが可能となり、広島二次保健医療圏における地対協の連携が図られるものと思われる。

#### ア 海田地域保健対策協議会（略称：海田地対協）

安芸郡 4 町における、保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が、調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成 9 年 9 月 26 日に設立された。

地域保健・医療福祉・地域ケアの 3 専門部会を設置し、調査活動や重点事業を実施している。

「圏域保健医療計画」及び「健康ひろしま 21」（第 2 次）の海田地域計画の推進を図るため、生活習慣病予防推進事業等を実施する。

#### イ 芸北地域保健対策協議会（略称：芸北地対協）

安芸高田市及び山県郡 2 町における保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が、調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成 9 年 10 月 9 日に設立された。

本会は、保健・医療・福祉関係団体等で構成されており、上記の目的を達成するため、救急医療対策、歯科保健、地域・職域連携、高齢者保健福祉、在宅緩和ケア、保健医療計画検討等の専門委員会を設けて事業を実施している。

また、調査や各種事業を行うほか、圏域の自主的な活動組織の育成や指導等を実施している。

## 2 母子・寡婦福祉対策

母子・寡婦福祉資金の効果的な貸付けを行い、経済的支援を図るとともに、その利用者

の実情に即した償還の指導を行う。

### 3 生活保護対策

要保護者の生活の保障と自立の促進を図るため、訪問活動により困窮の度合いに応じた適正な保護の実施に努める。また、稼動年齢層への就労支援を中心に被保護世帯の自立支援の取り組みを強化する。

### 4 医療対策

#### (1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主として病院、有床診療所を対象に立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備及び適正な管理等について指導する。

#### (2) 救急医療対策

救急医療情報ネットワークシステムの構築を進め、医療機関の連携、インターネット等による地域住民への情報提供を推進し、災害発生時には、各医療機関等相互の支援体制等の情報管理を行う。

救急医療体制の整備に対する支援としては、初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を救急告示病院等及び病院群輪番制により対応しており、その救急医療施設の施設整備を県費補助金等により支援する。

また、救急患者の救命率向上のため、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と消防機関が連携したメディカルコントロール体制を推進する。

#### (3) へき地医療対策

無医地区等の医療確保のために、へき地診療所への医師派遣や代診医の派遣を行う機関として、厚生連吉田総合病院及び安芸太田病院を「へき地医療拠点病院」として位置づけて、その施設・設備の整備助成を行う。

#### (4) 広島県保健医療計画の推進

広島二次保健医療圏の海田地域及び芸北地域保健対策協議会において、保健医療に係る現場情報を分析し、地域固有の課題に即して、必要な連携方策等を検討することにより、良質かつ適切な保健医療体制の確保に資する取組を推進する。

### 5 災害対策

広島県地域防災計画に基づき災害対策配備計画を策定し、災害が発生した場合、災害情報を迅速かつ的確に把握し報告する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町と連携して災害救助活動及び市町に対して防疫等の指導を実施する。

### 6 健康づくり対策・生活習慣病対策

#### (1) 「健康ひろしま 21(第2次)圏域計画」の推進

圏域計画の推進や進捗管理及び市町健康増進計画が推進されるよう推進会議等により支援を行う。

(2) 地域保健活動の効果的な推進を図るための「保健活動推進連絡会議」の開催

(3) 地域・職域連携の推進

地域保健・職域保健等関係団体による「地域・職域連携推進協議会」を芸北地域保健対策協議会に設置し、地域での保健事業の連携体制の推進を図り、健康増進事業を展開する。

(4) 健康生活応援店推進事業

健康づくりの実践の支援等を行う健康生活応援店の普及に努める。本年度は特に、飲食店に対して、受動喫煙対策や減塩等栄養成分表計算等を重点的に依頼する。

(5) 食育推進事業

関係機関との連絡会議及び関係者の研修を実施し、食育の推進を図る。

また、各市町の食育推進連絡会議の開催を支援し、関係機関との連携体制を構築する。

## 7 栄養改善対策

(1) 栄養改善指導事業

市町栄養士等（現場支援、連絡会議等）及び地区組織（地域活動栄養士会、食生活改善推進協議会等）の栄養改善指導事業への指導・助言に努める。

(2) 給食施設指導

給食施設における栄養管理の実施を確保するため、巡回指導及び研修等の集団指導を実施し、必要な指導・助言を行う。

(3) 栄養表示基準，誇大表示

販売に供する食品につき、栄養指導をしようとする者等に栄養表示基準，誇大表示について適正にされるよう指導・助言を行う。

(4) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患を有する患者は増加傾向にあり、治療等について不安を抱いている者も多い。このため、対象者や関係者への相談に応じるとともに関係者に対し研修会を実施し、情報提供を行う。

## 8 結核・感染症対策

(1) 感染症対策

ア 感染症予防事業

感染症の発生を予防するとともに、発生した場合の初動体制を強化し、関係機関と連携し、医療提供体制を整備し、迅速・的確にまん延防止を図る。

また、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、防疫体制の見直しが行われたが、更なる感染拡大とともに、ウイルスの強毒性への変異や鳥インフルエンザウイルス（H5N1）による新型インフルエンザの発生が懸念されている。

そのため、関係機関との連絡会議や研修会を開催し、防疫体制の整備と、患者に配

慮した対策を進める。

#### イ 感染症発生動向調査

感染症に対する有効かつ確かな予防対策を推進するために、医療機関や医師会の協力により、感染症に関する情報を迅速に収集し、国及び県内の感染症発生状況の把握に努めるとともに、市町や医師会に迅速に情報を提供する。

また、新型インフルエンザの発生状況やウイルスの病原性の変化等を把握するためのサーベイランスを実施する。

#### (2) 結核対策

全国的に結核罹患率は低下傾向にあるが、新たな患者に占める70歳以上の高齢者の割合は依然として高く、管内の新規登録患者も70歳以上が半数を超えているため、高齢者に対する結核予防対策を重点的に推進する必要がある。

#### ア 患者管理

医療機関に対して診断後直ちに患者発生の届出を行うよう指導し、患者及び家族等の接触者への調査、指導及び健康診断を速やかに実施し、二次感染の防止に努める。

#### イ 地域 DOTS 事業

医療機関の指導、協力を得ながら、退院後も患者との面接、訪問等を通して直接服薬管理を行い治療中断にならないよう患者支援を推進する。

#### (3) エイズ・性感染症対策

エイズ予防対策として感染不安を持つ住民に対して相談対応やプライバシー保護に配慮した検査(匿名、無料)を実施し、早期発見による早期治療や二次感染防止を図る。

また、エイズキャンペーン等により正しい知識の普及やHIVに対する理解を深めるための住民(特に高校生等の若年層)に対する普及啓発活動を実施する。

## 9 肝炎対策

- (1) 住民への正しい知識の普及を図るとともに早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所での検査に加え、医療機関に委託した肝炎ウイルス検査を実施する。検査結果、医療を要する者に対して市町との連携した保健指導を行う。
- (2) ウイルス性肝炎の治療におけるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療の治療費の一部を助成する事業への相談・申請受付を行う。
- (3) 肝疾患患者フォローアップシステムの実施に協力し、適切な肝炎医療の提供をめざす。

## 10 歯科保健対策

「生涯を通じた歯・口の健康づくり」を推進するために、普及啓発として「歯の衛生週間関連表彰」「はつらつ家族表彰」等を実施している。

また、地区歯科衛生連絡協議会や芸北地域保健対策協議会(歯科保健専門委員会)などの関係機関と連携し、口腔ケア研修会、歯科保健普及啓発等の事業を行う。



## 11 精神保健福祉対策

### (1) 医療体制の推進

措置入院患者・医療保護入院患者の病状審査や精神科病院の实地指導により、入院患者の処遇適正化を推進する。

### (2) 精神保健福祉対策の推進

専門医師による心の健康相談及び保健師による家庭訪問やひきこもり相談などを実施し、必要に応じて市町や関係機関との連携を図り、精神障害者の早期治療の促進と地域生活の支援を行う。

また、精神保健福祉業務における危機介入に関わる関係機関（市町、警察署）の連携を図り、よりよい支援体制を構築するため、海田、芸北地域において精神保健危機管理対策連絡会議を開催する。

### (3) 地域精神保健福祉対策

地域における精神障害者に対する支援体制をつくとともに、日中の「いき場」が確保されるよう、こころの健康づくり地域協議会や関係機関との連絡会議を開催する。

### (4) 自殺予防対策推進事業

自殺予防に関係者が連携して対処できるよう管内の関係機関と連絡会議を開くとともに、地域・職域関係者の研修会を開催し、自殺予防対策の推進を図る。

## 12 難病対策

### (1) 特定疾患治療研究事業

原因不明で、かつ、治療方法の確立していない疾患で、その治療が長期にわたる56疾患について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

### (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が困難な上、長期にわたる疾患で、これを放置すると児童の健全な育成を阻害する11疾患群について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

### (3) 難病相談事業等

難病患者やその家族の精神的な不安、経済的負担の軽減を図るため、医療、保健、栄養、福祉等の相談会を開催する。

また、神経難病及び膠原病を中心とした患者や家族のニーズを踏まえて交流会や講演会等を開催し、よりよい療養生活が送れるよう支援する。

### (4) 重症難病患者地域支援事業

在宅の難病患者を対象に家庭訪問を実施し、安定した療養生活の支援を行うとともに、医師、歯科医師、訪問看護師、理学療法士、市町関係者等による在宅重症難病患者に対する支援計画等の策定、評価など、患者の実態に応じたきめ細かな支援を行う。

また、難病対策事業連絡会議を開催し、市町や難病対策センター等各機関が有効な支援が行えるように協議する。

(5) ピアカウンセリング事業

小児難病患者の家族に対し、同じ悩みや不安を持つ保護者の立場から助言、相談を行う場を設け、不安を軽減し、よりよい療養生活が送れるよう支援するため、相談会・講演会を実施する。

## 13 母子保健対策

地域の母子保健対策において、「みんなで育てる子ども夢プラン」「健やか親子 21・ひろしま」を総合的に推進するために、保健所・市町等の関係機関が連携して実施している。

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見と早期療育を目的として、長期療養児相談指導事業において相談や訪問、関係者の研修会等を行うとともに、早期に各種サービスに結びつくための基盤整備を進めている。

(2) 不妊治療等支援事業

特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成し、また、不妊に関する相談に応じている。

(3) 児童虐待の予防に関する取り組み

ハイリスク妊産婦に対して、健全な親子関係を築くため、産科及び小児科医療機関と地域保健の連携による育児支援体制を構築するための母子保健推進連絡会議を開催している。

## 14 食品衛生対策

食品による危害の発生を未然に防止するため、飲食店、給食施設及び食品製造施設等に対する監視指導を実施するとともに、管内で製造された食品や流通している食品の検査を実施する。また、食品営業者の自主衛生管理体制の確立を推進し、食生活における安全の確保を図る。

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

大量かつ広域に流通する食品、危害度の高い食品、乳児や高齢者等が高頻度に喫食する食品を製造する施設及び県特産品であるかきの作業場に重点的に立入調査を実施し、衛生管理の実施状況や施設等の管理状況等について監視指導を行う。

イ 仕出し・弁当業、旅館業及び集団給食施設等

衛生講習会を開催して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施し、食中毒発生の未然防止に努める。

また、管内のスキー場周辺部の民宿や飲食店等については、スキーシーズン前に衛生講習会及び集中監視を実施する。

ウ 食品販売業等

食品の保管・販売状況や表示を監視するとともに、細菌、添加物、残留農薬等の検査を実施して不良食品の排除に努める。

## エ 食品表示適正化の推進

JAS 法、景品表示法及び健康増進法を所管する関係機関と連携し、食品関係営業者を対象とした表示の講習会、啓発資料の配布を行う。さらに、量販店及び食品製造施設に対し、表示の一斉監視を実施する。

### (2) 自主衛生管理体制確立の推進

ア 管内の食品衛生協会の円滑な事業運営及び指導員活動の活性化等を助言・指導し、業界の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

イ 管内の総合衛生管理製造過程（HACCP）承認施設に対して、立入検査を実施し、HACCP システムによる自主衛生管理体制の維持・整備について指導する。

ウ 平成 16 年 8 月に創設された「広島県食品自主衛生管理認証制度」の普及啓発に努める。

## 15 狂犬病予防対策

狂犬病の発生を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発指導を行うとともに、管内市町における登録・注射状況を把握する。

## 16 薬事関係対策

### (1) 医薬品等対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品の販売業等に立入検査を実施し、適正な管理等について指導を行うとともに、収去検査を実施し、不良品の発見・排除に努める。

また、医薬品の適正使用を推進するため、講習会等により、地域住民への啓発に努める。

### (2) 毒物及び劇物対策

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び業務上取扱者の立入検査を実施し、取扱い、保管管理等について指導する。

### (3) 麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料等対策

麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の不正な使用や流通を防止するため、医療機関、薬局等取扱施設の立入検査を実施し、取扱い、保管管理等について指導する。

また、麻薬の原料となる自生けし等を排除するため、関係市町等の協力を得て除去に努める。

さらに、薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員安芸地区及び芸北地区協議会と連携して、地域住民への啓発活動を実施する。

### (4) 献血推進対策

安定した血液製剤の供給のため、400m l 献血と成分献血の普及啓発に努める。

また、市町の献血組織の育成と計画的な献血の推進に努める。

## 17 環境保全対策

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの中、ライフスタイルに起因する環境問題が問われている。

このため、快適な環境の創造をめざし、安全で安心できる快適な生活が送れるように、典型7公害対策のほか、ダイオキシン対策及び地球温暖化対策等総合的な環境保全対策の推進を図る。

### (1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは、情報や注意報が発令され、主要工場に対し、ばい煙排出量の削減要請をする。

また、地球温暖化防止のため、県民、事業者、行政等が一体となった総合的・計画的な施策を推進する。

### (2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を定期的実施する。

また、市町及び関係機関と連携して生活排水対策を推進する。

### (3) 有害化学物質対策

ダイオキシン類・環境ホルモン物質等の有害化学物質による環境汚染は大きな社会問題となるため、有害化学物質のモニタリング調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査を実施する。

### (4) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市町等関係機関と連携し取り組む。

## 18 廃棄物対策

大量に排出される廃棄物に対し、総合的な廃棄物対策が求められている。

このため、ごみ減量化の推進や資源のリサイクルシステムの確立等、循環型社会形成事業を推進するとともに、廃棄物の適正処理について工場・事業場に立入指導を実施する。

### (1) 一般廃棄物対策

#### ア 廃棄物処理施設

管内の市町、一部事務組合及び民間が設置するごみ処理施設及びし尿処理施設の適正な維持管理について、立入指導を実施する。権限移譲した市町に対し、フォローアップを行う。

#### イ 浄化槽

浄化槽の適正な維持管理を図るため浄化槽保守点検業者の立入検査を実施する。権限移譲した市町に対し、フォローアップを行う。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業所，産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設等の立入検査を実施し，廃棄物の排出抑制，資源化リサイクル等の推進，廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また，廃棄物の不法投棄防止対策については，管内の市町，警察署，海上保安部，森林管理署及び県の関係機関により「廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置し，関係機関が一体となった対策を実施する。

(3) 啓発・環境学習

県民のライフスタイルを変革し「循環型社会」を形成するために，環境教育及び啓発活動を実施する。



# III 資 料





# 管内の状況 一覧(その1)

(平成25年3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
保 育 所 公 立	-								
私 立	-								
母 子 生 活 支 援 施 設	-								
児 童 館	-								
児 童 遊 園	-								
身 体 障 害 者 ( 児 ) 人 数	-								
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 ( 日 中 系 施 設 サ ー ビ ス )	-								
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	-								
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	-								
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-								
病 院	13	2	2	2	0	1	1	5	
病 院 病 床 数	2,589	851	621	121	0	330	199	467	
一 般 診 療 所	157	30	43	33	17	10	8	16	
歯 科 診 療 所	95	18	28	18	10	5	5	11	
助 産 所	5	3	1	1	0	0	0	0	
施 術 所	136	30	39	18	17	14	6	12	
衛 生 検 査 所	1	1	0	0	0	0	0	0	
給 食 施 設 数	149	33	25	20	7	10	13	41	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 権限移譲等により事務を所管していない場合は、掲載していない。

管内の状況 一覧(その2)

(平成25年3月31日現在)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	備考
食品関係施設数(要許可)	3,265	637	769	490	262	258	254	595	
食品関係施設数(不要許可)	2,491	761	248	176	120	112	284	790	
食品関係条例対象施設数	374	92	53	38	31	44	47	69	
犬の登録頭数	9,705	2,339	1,832	1,080	1,518	668	524	1,744	
旅館	-								
公衆浴場	-								
興行場	-								
理容所	-								
美容所	-								
クリーニング所	-								
水道用水供給水道	-								
上水道	-								
簡易水道	-								
専用水道	-								
薬局(既存薬局を含む。)	86	15	34	13	9	3	6	6	
店舗販売業	28	4	5	5	4	4	4	2	
既存一般販売業	-								
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	-								
既存薬種商等	3	1			1			1	
特例販売業	4	1						3	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	61	10	19	10	4	4	4	10	
管理医療機器販売業・賃貸業	526	101	113	101	60	52	34	65	
麻薬取扱者	167	32	60	29	12	6	12	16	
温泉利用施設	-								
ばい煙発生施設	308	91	36	41	5	28	20	87	
ばい煙関係特定施設	30	2	9	2	10	0	0	7	
揮発性有機化合物排出施設	1	0	0	1	0	0	0	0	
一般粉じん発生施設	185	111	0	8	15	0	12	39	
特定粉じん発生施設	-	0	0	0	0	0	0	0	
粉じん関係特定施設	211	59	3	23	13	42	16	55	
第一種フロン類回収業者(事業者数)	17	5	6	3	2	1	0	0	広島市:207
PCB廃棄物保管事業所	99	25	8	24	4	12	12	14	
産業廃棄物多量排出事業者処 理計画策定事業所	44	13	5	4	1	6	4	11	広島市:51
ダイオキシン関係特定施設	14	2	0	2	0	3	1	6	
水質汚濁関係特定事業場	842	230	73	69	41	41	111	277	
汚水等関係特定事業場	66	13	11	7	2	5	6	22	
汚染土壌処理業	-								
ごみ処理施設焼却施設	2				1		1		
RDF施設	-								
資源化施設 (RDF施設を除く)	8				4		4		
一般廃棄物最終処分場	-								
し尿処理施設	2					1	1		
産業廃棄物収集運搬業	230	55	46	23	24	26	16	40	広島市:8
産業廃棄物処理業者	277	74	47	24	28	29	23	52	広島市:12
うち優良認定		4			2			2	
中間処理施設	37	10		3	3	1	5	15	広島市:4
うち熱回収	-								
最終処分場	5	3	0	0	1	0	0	1	
産業廃棄物事業場外保管届	-								
自動車リサイクル 引取業者	70	17	6	8	11	5	1	22	
フロン類回収業者	43	12	3	5	4	3	0	16	
解体業者	13	5	0	1	1	1	1	4	
破砕業者	4	2	0	0	0	1	0	1	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

(注3) 権限移譲等により事務を所管していない場合は、掲載していない。

## 地域保健福祉対策

### (1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成24年度)

職種	学生数	延学生数	実習期間	養成施設名
計	53	159	18	
小計	44	132	12	
保健師	24	72	3	日本赤十字広島看護大学看護学部看護学科
	11	33	6	広島大学医学部保健学科
	9	27	3	広島国際大学看護学部看護学科
小計	9	27	6	
栄養士	5	15	3	安田女子大学家政学部管理栄養学科
	4	12	3	広島女学院大学生活科学部管理栄養学科

### (2) 衛生教育の実施状況

(平成24年度)

区分	総数	(再掲)		感染症	(再掲)		精神	難病	母子	成人・老人	栄養・健康増進	歯科	医事・薬事	食品	環境	その他
		地区組織活動	健康危機管理		結核	エイズ										
回数	79	14	52	7	7	6	8	11	2	1	10	1		39		
延人員	3,338	421	471	995	377	305	323	139	70	21	222	88		1,480		

注)厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

### (3) 市町指導の状況

(平成24年度)

区分	・保健計画の策定 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・生活 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)		精神保健福祉 (9)	(再掲) 養ヘルパー (10)	難病 (11)	介護保険 (12)	健康危機管理 (13)	その他 (14)	計 (15)
							結核 (7)	エイズ (8)							
実施回数	10		9			6	4	4	2		2			2	31
参加延人員	(58)		(198)			(46)	(34)	(34)	(46)		(25)			(66)	439

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

ア 海田地域保健対策協議会

(平成24年度末現在)

名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地対協)
設 立 年 月 日	平成9年9月26日
構 成 団 体	安芸地区医師会, 安芸歯科医師会, 安芸薬剤師会, 済生会広島病院, マツダ株式会社マツダ病院
	安芸郡各町社会福祉協議会, 海田地域公衆衛生推進協議会
	府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	菅 田 巖
部 会 の 設 置	地域保健専門部会 医療福祉専門部会 地域ケア専門部会
総 会	平成24年6月7日
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 健康ひろしま21推進事業, うつ病対策地域医療連携研修事業
補 助 事 業	運営費(会議費, 事務局費)
	健康危機管理対策(感染症対策)事業
	健康ひろしま21圏域(海田地域)計画推進事業
	産科・小児科と母子保健の連携推進事業
	地域精神保健福祉推進事業
	がん検診受診率向上検討事業
	食育ネットワーク事業
	医療福祉専門部会活動事業
	地域保健医療計画推進事業
	医療連携体制推進事業
地域ケア体制の推進事業	
そ の 他	

## イ 芸北地域保健対策協議会

(平成24年度末現在)

名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地对協)
設 立 年 月 日	平成9年10月9日
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会, 安芸高田市・山県郡各歯科医師会, 安芸高田市・山県郡内の病院
	安芸高田市・山県郡各薬剤師会, 安芸高田市・山県郡各町, 安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会
	安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会, 安芸高田市・山県郡各女性連合会
	安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会, 安芸高田市公衆衛生推進協議会
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	澤 崎 晋 一
部 会 の 設 置	総務企画委員会, 歯科保健専門委員会, 救急医療対策専門委員会, 保健医療計画検討委員会, 地域・職域連携推進協議会, 在宅緩和ケア推進ワーキンググループ会議, 高齢者保健福祉専門委員会
総 会	平成24年5月17日
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 健康ひろしま21推進事業, うつ病対策地域医療連携研修事業
補 助 事 業	事務費
	会議費(総会・総務企画委員会)
	在宅緩和ケア推進事業
	歯科保健推進事業
	救急医療推進事業
	地域・職域連携推進事業
	高齢者保健福祉推進事業
	保健医療計画等検討事業
	研修費(圏域地对協研修会)
助成費	
そ の 他	

母子（寡婦）福祉対策

(1) 母子自立支援員の相談指導状況

(平成24年度)

区 分		総 件 数	(構 成 比)	
計		233	100.0	
生 活 一 般	小 計	5	2.1	
	住 宅	1		
	医 療	1		
	家 庭 紛 争	夫等の暴力		
		そ の 他		
	就 労	3		
	結 婚			
そ の 他				
児 童	小 計	23	9.9	
	養 育			
	教 育	23		
	そ の 他			
生 活 援 護	小 計	205		88.0
	母 子 福 祉 資 金	200		
	寡 婦 福 祉 資 金	5		
	年 金 等			
	そ の 他			
そ の 他		0.0		

## (2) 母子福祉資金の貸付状況

(平成24年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	64	4	16	10	8	7	-	19
	貸付額(千円)	(33,200)	(1,908)	(8,060)	(4,976)	(4,227)	(3,478)	(-)	(10,551)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	60	4	16	9	7	6		18
	貸付額(千円)	(31,839)	(1,908)	(8,060)	(4,746)	(4,062)	(2,662)		(10,401)
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修業資金	件 数	1					1		
	貸付額(千円)	(816)					(816)		
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	3			1	1			1
	貸付額(千円)	(545)			(230)	(165)			(150)
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							

(注1) 千円以下は四捨五入。

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成24年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	2	1	-	-	1	-	-	-
	貸付額(千円)	(1,356)	(720)	(-)	(-)	(636)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	2	1			1			
	貸付額(千円)	(1,356)	(720)			(636)			
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修業資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							



# 生活保護対策

## (1) 保護の状況

(平成24年度)

区	分	総数	府中町
被保護	世帯数	391	391
	人員	553	553
	保護率(%)	10.97	10.97
稼働・非稼働世帯	小計	391	391
	稼働	73	73
	非稼働	318	318
世帯類型別世帯	小計	391	391
	高齢者	157	157
	母子	37	37
	障害者	66	66
	傷病者	63	63
	その他	68	68
医療扶助人員	小計	484	484
	入院	54	54
	入院外	430	430
	医療扶助率(%)	87.5	87.5
介護扶助人員	小計	57	57
	施設介護	8	8
	居宅介護	49	49
介護扶助率(%)		10.3	10.3

## (2) 保護の開始・廃止理由等の状況

(平成24年度)

保護	区分	総数	府中町	構成率(%)	
				府中町	構成率(%)
処 理 件 数	合計	79	79		100.0
	小計	71	71	100.0	89.9
	世帯主の傷病	17	17	23.9	
	世帯員の傷病	-	0	-	
	就労収入減少	15	15	21.1	
	要介護状態	-	0	-	
	不就労収入減少	20	20	28.2	
	働いていた者の死亡	-	0	-	
	他管内から転入	5	5	7.0	
	その他	14	14	19.7	
	却下	7	7		8.9
	取下げ	1	1		1.3
	計	57	57		100.0
廃 止 件 数	世帯主の傷病治癒	-	0		-
	世帯員の傷病治癒	-	0		-
	就労収入増加	3	3		5.3
	不就労収入増加	2	2		3.5
	死亡	19	19		33.3
	他管内への転出	15	15		26.3
	その他	18	18		31.6

### (3) 生活保護費の支給状況

(平成24年度)

区 分	総 額 (円)	府中町	基金払・国保連払	構成比 (%)	1人当たり月額
計	990,578,479	457,991,453	532,587,026	100.0	
生活扶助	295,544,202	295,544,202		29.8	46,208
住宅扶助	137,100,167	137,100,167		13.8	
教育扶助	5,363,362	5,363,362		0.5	
医療扶助	520,199,624	383,785	519,815,839	52.5	
介護扶助	16,256,023	3,484,836	12,771,187	1.9	
出産扶助	1,283,740	1,283,740		0.1	
生業扶助	3,354,489	3,354,489		0.3	
葬祭扶助	3,383,798	3,383,798		0.3	
施設事務費	8,093,074	8,093,074		0.8	

(注1) 1人当たり月額(単位:円)は、生活扶助額を平成23年度平均被保護人員(553)人で除した額である。

(注2) 基金払、広島県国民健康保健団体連合会払(国保連払)の額は、広島県健康福祉局社会援護課の示した額である。

### (4) 一時扶助の状況

(平成24年度)

区 分		総件数	府中町
合 計		282	282
生活扶助	小 計	221	221
	布 団	1	1
	学 童 服	9	9
	入 院 時 寝 巻	-	0
	お む つ	144	144
	移 送 費	46	46
	入 学 準 備 金	5	5
	そ の 他	16	16
住宅扶助	小 計	40	40
	敷 金	26	26
	住 宅 維 持 費	1	1
	そ の 他	13	13
出 産 扶 助		4	4
生 業 扶 助 ( 就 職 支 度 金 )		-	0
葬 祭 扶 助		17	17

### (5) 生活保護施設入所者の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分		入所者総数	府中町
施設名	計	4	4
	救 護 院	4	4

## 医療対策

### (1) 病院・診療所の状況

(平成25年3月31日現在)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
病 院	施 設 数	13	2	2	2	0	1	1	5
	小 計	2,589	851	621	121	-	330	199	467
	一 般	1,058	166	300	43	0	330	53	166
	療養(療養型病床群を含む)	838	565	0	78	0	0	52	143
	精 神	693	120	321	0	0	0	94	158
	結 核	-	0	0	0	0	0	0	0
	感 染 症	-	0	0	0	0	0	0	0
救 急 告 示	8	1	1	0	0	1	1	4	
一 般 診 療 所	施 設 数	157	30	43	33	17	10	8	16
	病 床 数	療 養 病 床	42	38	4	0	0	0	0
		一 般	132	39	31	29	0	0	19
	救 急 告 示	-	0	0	0	0	0	0	0
歯 科 診 療 所	95	18	28	18	10	5	5	11	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

### (2) 立入検査及び使用許可件数

(平成24年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	17	13	4	0
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	3	0	2	1
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	21	20	0	1

#### 広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間:月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法:電話、面談

専用電話:082-513-3058

設置場所:〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

# 健康増進・栄養改善対策等

## (1) 給食施設等の指導状況

### ア 施設数及び指導状況

(平成24年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設			
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		1回50食以上又は1日100食以上		1回20食以上又は1日50食以上	
		栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの
施設数 A	149	5	0	59	4	26	15	14	26
指導延数 B	159	12	0	73	5	26	14	10	19
1施設当たり指導回数 B/A	1.1	2.4	-	1.2	1.3	1.0	0.9	0.7	0.7

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

### イ 施設別指導状況

(平成24年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設								給食施設数に対する割合(%)	栄養士のいる施設に対する割合(%)	栄養士のいない施設に対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				1回50食以上又は1日100食以上				1回20食以上又は1日50食以上							施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
総数	5	12	0	0	59	73	4	5	26	26	15	14	14	10	26	19	106.7	116.3	84.4	149	159
学校	0	0	0	0	20	9	1	0	1	0	1	0	0	0	5	0	32.1	42.9	0.0	28	9
病院	5	12	0	0	4	11	0	0	3	7	0	0	4	3	3	4	194.7	206.3	133.3	19	37
介護老人保健施設	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166.7	166.7	-	3	5
老人福祉施設	0	0	0	0	10	19	0	0	8	10	0	1	3	2	1	3	159.1	147.6	400.0	22	35
児童福祉施設	0	0	0	0	13	23	2	5	5	8	8	10	4	4	13	11	135.6	159.1	113.0	45	61
社会福祉施設	0	0	0	0	2	0	0	0	4	0	1	0	1	0	1	1	11.1	0.0	50.0	9	1
事業所	0	0	0	0	3	2	1	0	4	0	1	0	0	1	0	0	33.3	42.9	0.0	9	3
寄宿舍	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	16.7	50.0	0.0	6	1
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
自衛隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
一般給食センター	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	1	-
その他	0	0	0	0	2	3	0	0	1	1	2	3	1	0	1	0	100.0	100.0	100.0	7	7

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成24年度)

区 分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	3	0
虚偽・誇大表示	0	6
計	3	6

※発見し、他所へ通報したものも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成24年度)

区 分	個 別 指 導				集 団 指 導				
	栄養指導 (再掲) 病態別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導 (再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導 (再掲) 病態別 栄養指導	運動指導 (再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導
計	1	1	-	-	-	-	-	-	-
実 施 数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	/	/	/	/	/
	20歳未満 (乳幼児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	1	1	0	0	0	0	0	0

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成24年度)

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
人口		174,628	30,721	50,918	28,027	24,878	13,337	7,216	19,531
健康診査	対象者	967	300	323	170	144	25		5
	受診者	27	12	1	4	6	0		4
	受診率(%)	2.8	4.0	0.3	2.4	4.2	0.0	-	80.0
肝炎ウイルス検査	対象者	54,399	20,749	748	6,223	12,371	1,200		13,108
	受診者	1,020	516	69	126	90	19		200
	受診率(%)	1.9	2.5	9.2	2.0	0.7	1.6	-	1.5

(注) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口である。

イ 健康診査以外の事業実績 (健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成24年度)

区分			総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
健康教育	個別	参加人員	19		19					
	集団	実施回数	538	332	32	100	11	63		
		参加人員	4,381	827	871	2,068	400	215		
健康相談	重点	実施回数	58		1	36	12	9		
		参加人員	758		1	589	70	98		
	総合	実施回数	100		8	23	52	17		
		参加人員	501		8	153	126	214		
訪問指導	対象者数	112			50	62				
	被指導実人員	104			42	62				
機能訓練	実施回数		66				47	19		
	実人員	実人員	27				8	19		
		延人員	159				128	31		

# 感染症対策

## (1) 感染症発生状況

(平成24年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			急性脳炎※2	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	
小計 A		ジアルジア症			
二類	急性灰白髄炎			髄膜炎菌性髄膜炎	
	結核	26		先天性風しん症候群	
	ジフテリア			梅毒	
	重症急性呼吸器症候群※1			破傷風	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
小計 B	26	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		1	
三類	コレラ			麻疹	
	細菌性赤痢	1	風しん		
	腸管出血性大腸菌感染症	1	小計 E	2	
	パラチフス		RSウイルス感染症	155	
小計 C	2	咽頭結膜熱	20		
四類	E型肝炎		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	170	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		感染性胃腸炎	950	
	A型肝炎	1	水痘	204	
	エキノкокクス症		手足口病	19	
	黄熱		伝染性紅斑	36	
	オウム病		突発性発しん	148	
	オムスク出血熱		百日咳	5	
	回帰熱		ヘルパンギーナ	93	
	キャサナル森林病		流行性耳下腺炎	114	
	Q熱		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	1,281	
	狂犬病		急性出血性結膜炎		
	コクシジオイデス症		流行性角結膜炎		
	サル痘		性器クラミジア感染症	2	
	腎症候性出血熱		性器ヘルペスウイルス感染症		
	西部ウマ脳炎		尖圭コンジローマ		
	ダニ媒介脳炎		淋菌感染症	3	
	炭疽		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	つつが虫病	1	細菌性髄膜炎		
	デング熱	1	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	東部ウマ脳炎		マイコプラズマ肺炎	52	
	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)		無菌性髄膜炎	1	
	ニパウイルス感染症		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	日本紅斑熱		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	日本脳炎		薬剤耐性アシネトバクター感染症		
	ハンタウイルス肺症候群		小計 F	3,253	
	Bウイルス病		新型インフルエンザ等感染症	G	
	鼻疽		指定	H	
ブルセラ症		新	I		
ベネズエラウマ脳炎		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	3,286		
ヘンドラウイルス感染症					
発しんチフス					
ボツリヌス症					
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症					
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
チニングニヤ熱					
小計 D	3				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る

※2 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

(注3) 平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が一部改正され、分類変更や追加疾病あり。改正前の報告対象疾病については、新分類の該当疾病欄に計上。

## (2) 結核の状況

### ア 結核患者登録状況

(平成24年12月31日現在)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		177,613	31,584	51,393	28,791	25,090	13,469	7,337	19,949
計		81	21	26	12	11	5	1	5
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	5	2	1	1	1			
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	6	2	2	1				1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	1							1
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		3		2		1			
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		66	17	21	10	9	5	1	3
有 病 率 (人 口 10 万 対)		8.4	12.7	9.7	6.9	8.0	-	-	10.0

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) =  $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

### イ 結核患者新規登録状況

(平成24年)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		177,613	31,584	51,393	28,791	25,090	13,469	7,337	19,949
計 ( A + B )		26	6	6	3	4	3	1	3
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	12	3	2	2	1	2	1	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	7	2	2	1		1		1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	3	1			1			1
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		4		2		2			
り 患 率 (人 口 10 万 対)		14.6	19.0	11.7	10.4	15.9	22.3	13.6	15.0
潜 在 性 結 核 感 染 症		12	2	5	1	2		1	1

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) =  $\frac{\text{計 (A+B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$



ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成24年12月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	26 (12)	6 (3)	6 (2)	3 (2)	4 (1)	3 (2)	1 (1)	3 (1)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)							
5 歳 ~ 9 歳	- (-)							
10 歳 ~ 14 歳	- (-)							
15 歳 ~ 19 歳	- (-)							
20 歳 ~ 29 歳	- (-)							
30 歳 ~ 39 歳	2 (-)	1		1				
40 歳 ~ 49 歳	1 (-)							1
50 歳 ~ 59 歳	1 (1)				1 (1)			
60 歳 ~ 69 歳	2 (1)	1 (1)			1			
70 歳 ~	20 (10)	4 (2)	6 (2)	2 (2)	2	3 (2)	1 (1)	2 (1)

(注1) 下段の( )は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

## 工 結核健康診断・予防接種の実施状況

### ① 市町別実施状況

(平成24年度)

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
乳児	対象者数	1,509	197	553	272	190	133	39	125
	受診者数	1,438	181	542	271	177	123	31	113
	受診率(%)	95.3	91.9	98.0	99.6	93.2	92.5	79.5	90.4
一般住民	対象者数	44,457	10,684	10,187	5,744	4,278	3,496	3,286	6,782
	受診者数	7,279	2,243	605	476	1,296	116	621	1,922
	受診率(%)	16.4	21.0	5.9	8.3	30.3	3.3	18.9	28.3



### (財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

### ② 実施主体別実施状況

(平成24年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	QFT
計		57,732	19,980	34.6	3,597	14,604	-	1,445	-
定期	事業者 従業者	7,443	7,223	97.0	1,334	5,554			
	学校長 生徒	1,861	1,854	99.6	690	1,165			
		学生	926	846	91.4	563	283		
	施設長 入所者	1,336	1,333	99.8	273	1,060			
	市町長 乳児	1,709	1,445	84.6				1,445	
		一般住民	44,457	7,279	16.4	737	6,542		
計		161	155	96.3	-	131	(2) 2	-	32
知事 (保健所長)	接触者健診	101	100	99.0		76	(2) 2		32
	集団健診								
	管理検診	60	55	91.7		55			

(注1) ( )内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注3) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断・予防接種(乳児、一般住民)は、①表の各総数と一致している。

(注4) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

## 才 市町別家庭訪問指導状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
実 人 員	61	21	14	10	6	4	4	2
(再掲)新規登 録患者	47	18	8	8	4	3	4	2
構 成 比	77.0	85.7	57.1	80.0	66.7	75.0	100.0	100.0
延 人 員	176	55	48	28	20	15	7	3
(再掲)新規登 録患者	135	45	31	25	13	11	7	3
構 成 比	76.7	81.8	64.6	89.3	65.0	73.3	100.0	100.0

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成24年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した数である。

### (3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成24年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフ ルエンザ 等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	84		61	1		22			
うち施設指導分	15					15			

### (4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況

(平成24年度)

日時	平成24年11月15日	平成24年11月1日	平成24年12月14日	平成25年2月21日
場所	JA吉田総合病院	済生会広島病院	サンピア・アキ	JA吉田総合病院
参加人数	11人	14人	34人	46人
主な議題	①新型インフルエン ザ対策特別措置法 の概要について ②感染症研修会に ついて	①新型インフルエン ザ対策特別措置法 の概要について ②感染症研修会に ついて	①新型インフルエン ザ対策特別措置法 の概要について ②感染症と暮らす	①よくわかるインフル エンザ ②新型インフルエン ザ対策特別措置法 の概要について

#### 会議構成メンバー

所属	職名	備考
協力医療機関	院長(他職員)	
地区医師会	会長(会員)	
地区歯科医師会	会長(会員)	
地区薬剤師会	地区長	
各地区消防本部		
各警察署		
市町	市町担当課長・係長	
西部保健所広島支所	担当課職員他	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成24年度)

区分	相談件数				HIV抗体検査		
	計A+B+C	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C	計D+E	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確認検査E
計	23	15	8	-	8 (8)	8 (8)	-
男性	19	13	6		6 (6)	6 (6)	0
女性	4	2	2		2 (2)	2 (2)	0

(6) 健康教育実施状況

(平成24年度)

区分	種別内訳			
	計	結核	エイズ	感染症(インフルエンザ・肝炎等)
実施回数	19	7	6	6
参加延人員	995	377	305	313
(対象内訳)		北広島町, 安芸太田町, 安芸高田市, 安芸郡4町	高校生, 大学生, 一般	病院関係職員, 福祉関係職員, 学校・町職員

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数及び肝炎ウイルス検査の実施状況

ア 相談件数

(平成24年度)

計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
102	40	62

イ 検査実施状況

(平成24年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数			B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査		うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
	うちHCV抗原検査	うちHCV抗体検査		
0	0	0	0	0

ウ 肝炎インターフェロン治療受給者証交付状況

(平成24年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申請数	22	1	3	2	1	1	2	9	3
交付数	22	1	3	2	1	1	2	9	3

エ 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証交付状況

(平成24年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申請数	6	0	3	1	0	1	0	0	1
交付数	6	0	3	1	0	1	0	0	1

## 歯科保健対策

### (1) 訪問指導等の状況

(平成24年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員							
	実人員				延人員			
	内 訳				内 訳			
	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0				0			

### (2) 相談事業の状況

(平成24年度)

区分	回数	実人員			延人員		
		内 訳			内 訳		
		本人	保護者 介 護 者	その他	本人	保護者 介 護 者	その他
実施数	1	4		10	4		10

### (3) 市町指導・支援の状況

(平成24年度)

区分	指導項目	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実施数	企画・連携・調整	1	1	1	1	1	1	1	1
	調査・研究	0							
	情報の収集・提供	1	1	1	1	1	1	1	1

## 精神保健福祉対策

### (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	5	1			1				2	3
医療保護入院患者数	257	46	62	22	36	22	36	30	254	3
自立支援医療受給者数(精神通院)	2,611	405	703	495	355	195	102	356	2,611	-

### (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成25年3月31日現在)

障害等級	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	1,332	251	366	197	175	92	68	183
1 級	119	20	31	18	23	11	6	10
2 級	909	169	254	128	123	61	46	128
3 級	304	62	81	51	29	20	16	45

### (3) 組織育成支援状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
計	3	1	-	-	-	-	1	1	3	-
患者会	-								-	
家族会	2						1	1	2	
断酒会	-								-	
ボランティア	-								-	
作業所	1	1							1	

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

#### (4) 相談指導実施状況

(平成24年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	51	9	9	5	9	9	1	7	49	2	
	延 人 員	100	16	10	5	48	10	1	8	98	2	
	内 訳	老人精神	3		1			2			3	
		社会復帰	12	3	3	1	1	3		1	12	
		アルコール	4				3	1			4	
		薬物	-								0	
		思春期	1			1					1	
		心の健康づくり	50		2	2	41	2		2	49	1
		その他	30	13	4	1	3	2	1	5	29	1
	(再掲) ひきこもり	(5)		(1)	(1)	(1)	(1)		(1)	(5)		
(再掲) 自殺関連												
(再掲) 自殺者の遺族												
電話相談延人員	725											

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含めている。

#### (5) 家庭訪問指導状況

(平成24年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		49	14	4	1	8	18	1	3	49	
延 人 員		122	33	6	3	35	33	1	11	122	0
内 訳	老人精神	21	3			13	4	1		21	
	社会復帰	65	27	5	3	6	15		9	65	
	アルコール	1	1							1	
	薬物	-								0	
	思春期	-								0	
	心の健康づくり	6		1			3		2	6	
	その他	29	2			16	11			29	
(再掲) ひきこもり	(13)				(7)	(6)			(13)		
(再掲) 自殺関連	(2)	(2)							(2)		
(再掲) 自殺者の遺族											



(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成24年度)

区 分	種 別 内 訳		
	計	研修会	研修会
実 施 回 数	5	3	2
対 象 者	-	理美容関係者	民生委員等
参 加 延 人 数 ( 配 布 部 数 )	138	85	53

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他精神保健福祉対策

(平成24年度)

区 分	種 別 内 訳		
	計	老 人 精 神	こころいきいきフェスタ
		研修会	講演会
実 施 回 数	2	1	1
対 象 者	-	介護支援専門員	住 民
参 加 延 人 数 ( 配 布 部 数 )	185	35	150

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成25年3月31日現在)

疾患番号	区分		総数	安芸高田市		府中町		海田町		熊野町		坂町		安芸太田町		北広島町		
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数																
			1,100	(-)	215	(-)	318	(-)	158	(-)	135	(-)	80	(-)	73	(-)	121	(-)
①	パーチエット病		29	(-)	6		6		5		2		2		3		5	
2	多発性梗化症		24		4		10		2		5				1		2	
③	重症筋無力症		25	(-)	7		4		2		6		1		2		3	
④	全身性エリテマトーデス		58	(-)	15		16		11		10		4		1		1	
5	スモン		3		1				1						1			
⑥	再生不良性貧血		10	(-)	1		7				1			1				
⑦	サルコイドーシス		14	(-)	2		3		3		1		2		2		1	
8	筋萎縮性側索硬化症		10		3		1		2		2				1		1	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		65	(-)	14		19		11		7		7		3		4	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病		34	(-)	6		11		2		6		5				4	
⑪	結節性動脈周囲炎		16	(-)	2		4		1		5				2		2	
⑫	潰瘍性大腸炎		199	(-)	20		95		28		17		20		1		18	
⑬	大動脈炎症候群		6	(-)	3		1						1				1	
⑭	ビュルガー病		12	(-)	4		3		1		3						1	
⑮	天疱瘡		8	(-)	3		2				1						2	
16	脊髄小脳変性症		29		10		8		6		3				1		1	
⑰	クローン病		43	(-)	6		14		8		3		5		3		4	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		1														1	
⑱	悪性関節リウマチ		32	(-)	2		3		1		2		2		22			
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)		160		37		35		24		13		7		14		30	
21	アミロイドーシス		5		1		1				1				1		1	
⑳	後縦靭帯骨化症		48	(-)	15		7		4		7		6		2		7	
23	ハンテントン病		1				1											
㉑	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)		16	(-)	2		1		9		1		1				2	
㉒	ウェゲナー肉芽腫症		2	(-)					1						1			
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		27		1		5		5		9		3		2		2	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ-ドレーガー症候群)		18		7		6		1		2		1				1	
㉔	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		2	(-)					1								1	
㉕	膿疱性乾癬		3	(-)									1				2	
㉖	広範脊柱管狭窄症		10	(-)	6		1		1					1		1		

疾患番号	区分	総数		安芸高田市		府中町		海田町		熊野町		坂町		安芸太田町		北広島町	
		承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	1,100	(-)	215	(-)	318	(-)	158	(-)	135	(-)	80	(-)	73	(-)
31	原発性胆汁性肝硬変	33		6		5		8		5		2		1		6	
32	重症急性膵炎	-															
33	特発性大腿骨頭壊死症	35	(-)	11		8		6		5				1		4	
34	混合性結合組織病	14	(-)	2		4		2		1		1		1		3	
35	原発性免疫不全症候群	3		1		1										1	
36	特発性間質性肺炎	8	(-)			4		1		1		1		1			
37	網膜色素変性症	33		3		13		5		7		2				3	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病, ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)	2				1				1							
39	肺動脈性肺高血圧症	2		1		1											
40	神経線維腫症	8		2		1		1		1		2		1			
41	亜急性硬化性全脳炎	-															
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	-	(-)														
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4								2		1				1	
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライゾーム病)	2		2													
45	副腎白質ジストロフィー	-															
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-															
47	脊髄性筋萎縮症	2										2					
48	球脊髄性筋萎縮症	-															
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	6	(-)	2		2		1						1			
50	肥大型心筋症	1	(-)			1											
51	拘束型心筋症	-	(-)														
52	ミトコンドリア病	2	(-)							2							
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	-															
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	-															
55	黄色靭帯骨化症	2	(-)					1				1					
56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)	33	(-)	7		13		3		3				2		5	

(注1) 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2) ( )内は特定疾患登録者証所持者数で外数

## (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成25年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	安芸高 田市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太 田町	北 広 島 町
	承認総件数	204 (-)	27 (-)	78 (-)	31 (-)	30 (-)	19 (-)	3 (-)	16 (-)
71	悪性新生物	25 (-)	6	10	5	3			1
72	慢性腎疾患	12 (-)		7	2	1	1		1
73	慢性呼吸器疾患	5 (-)		1	1	2			1
74	慢性心疾患	42 (-)	7	16	7	4	2	2	4
75	内分泌疾患	57 (-)	6	23	7	10	7		4
76	膠原病	5 (-)	1	3		1			
77	糖尿病	18 (-)	2	4	2	6	2		2
78	先天性代謝異常	7 (-)	1	4		1		1	
79	血友病等血液疾患	13 (-)	3	4	2		4		
80	神経・筋疾患	13 (-)	1	2	3	2	2		3
81	慢性消化器疾患	7 (-)		4	2		1		

(注) ( )内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成24年度)

区 分		管 内	管 外	
特定疾患	実 人 員	281		
	延 人 員	983	-	
	申 請 等	279		
	医 療	病 気・病 状	232	
		治 療・服 薬	100	
	看 護・日 常 生 活	305		
	福 祉 制 度	11		
	歯 科	1		
	食 事・栄 養			
	就 労			
	就 学			
そ の 他	55			
小児慢性特定疾患	実 人 員	125		
	延 人 員	140	-	
	申 請 等	89		
	医 療	病 気・病 状	3	
		治 療・服 薬	2	
	看 護・日 常 生 活	36		
	福 祉 制 度	6		
	歯 科			
	食 事・栄 養	2		
	就 労			
	就 学	1		
そ の 他	1			

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成24年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	1,072	983	2,055

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実 人 員	6			3	2			1
延 人 員	9			5	2			2

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	所 内	管 外
開 催 回 数	11	1	2	2	2	2	2	0		
実 人 員	62	25	7	0	4	6	13	0		7
延 人 員	68	25	9	0	5	7	13	0		9

(注)開催場所別に計上している。

(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成24年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
1	1	1

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(平成24年度)

年齢	相談実人員	相談延人員
乳児		
1～3歳未満		
3～6歳未満	1	1
6歳以上		
合計	1	1

(イ)疾患別内訳

(平成24年度)

年齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳児						0
1～3歳未満						0
3～6歳未満					1	1
6歳以上						0
合計	0	0	0	0	1	1

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成24年度)

開催回数	1
参加人数	30

## (8) アスベスト相談状況

### ア 相談件数(実受付件数)

0	(平成24年度)
---	----------

### イ 相談内容

(平成24年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	0
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	0
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	0
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	0
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	0
計	
石綿健康被害救済給付に関するもの	0

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。



## 母子保健対策

### (1) 養育医療給付受給者数

(平成24年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 外
養育医療受給者数	50	3	23	10	3	2	5	4	-
出生体重 2,000 g 以下	29	2	16	4	1	0	4	2	0
そ の 他	21	1	7	6	2	2	1	2	0

(注) 養育医療受給者区分は、養育医療給付実施要領の給付対象要件により2区分としている。

### (2) 長期療養児療育相談指導の実施状況

#### ア 訪問指導等の状況

(平成24年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身 体 障 害 者 ( 児 )	知 的 障 害 者 ( 児 )	難 病 患 者	そ の 他		身 体 障 害 者 ( 児 )	知 的 障 害 者 ( 児 )	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	2			2		5			5	

#### イ 相談事業の状況

(平成24年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	2	37	8	17	12	39	8	19	12

(3) 自立支援医療（育成医療）給付受給者数の状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安芸高 田市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太 田町	北 広 島 町
計	51	2	16	15	4	2	2	10
肢 体 不 自 由	10		3	1	2			4
視 覚 障 害	5		1	4				
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	5		2	2				1
音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 害	4		1				2	1
心 臓 機 能 障 害	18	2	6	5	1			4
腎 臓 機 能 障 害	-							
内 臓 機 能 障 害	7		3	1	1	2		
免 疫 機 能 障 害	-							
小 腸 機 能 障 害	2			2				
肝 臓 機 能 障 害	-							

(4) 不妊治療費助成の申請状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安芸高 田市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太 田町	北 広 島 町
計（延件数）	127	14	61	22	6	14	0	10
実人員	70	9	30	14	6	6	0	5

# 食品衛生対策

## (1) 施設数の状況

### ア 許可を要する施設数

(平成25年3月31日現在)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	
計	3,265	637	769	490	262	258	254	595	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	809	133	226	151	79	51	45	124
	仕出し・弁当	272	73	50	29	19	20	25	56
	旅館	76	5	1	3	4		23	40
	その他	284	46	80	49	35	23	19	32
菓子(パンを含む)製造業	144	28	22	13	7	10	20	44	
乳処理業	2			1				1	
特別牛乳搾取処理業	0								
乳製品製造業	5	2	1	1				1	
集乳業	0								
魚介類販売業	248	58	37	28	25	24	28	48	
魚介類競り売り営業	1					1			
魚肉練り製品製造業	0								
食品の冷凍または冷蔵業	12	2	1	3		3	1	2	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	1	1							
喫茶店営業	521	83	154	107	29	77	12	59	
あん類製造業	2			1				1	
アイスクリーム類製造業	2	1						1	
乳類販売業	514	98	153	71	33	31	41	87	
食肉処理業	6	2	1	2				1	
食肉販売業	236	64	34	26	23	13	26	50	
食肉製品製造業	2	2							
乳酸菌飲料製造業	3		1	1				1	
食用油脂製造業	0								
マーガリン又はショートニング製造業	0								
みそ製造業	11	5						6	
しょう油製造業	5	4						1	
ソース類製造業	6	4			1			1	
酒類製造業	9	2			1		1	5	
豆腐製造業	16	5	1		1		1	8	
納豆製造業	0								
めん類製造業	10	1	3				1	5	
総菜製造業	51	15	3	3	5	2	7	16	
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	2					1		1	
食品の放射線照射業	0								
清涼飲料水製造業	9	2	1	1			2	3	
氷雪製造業	1					1			
氷雪販売業	5	1				1	2	1	

## イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成25年3月31日現在）

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	2,491	761	248	176	120	112	284	790
給 食 施 設	学 校	21		4			1	3
	病 院 ・ 診 療 所	17	6	3	3		1	4
	事 業 所	9	3	1	2			3
	そ の 他	68	22	7	10	7	2	5
乳 搾 取 業	54	22	0	0	0	0	1	31
食 品 製 造 業	57	9	5	4	4	17	6	12
野 菜 果 物 販 売 業	415	159	19	14	7	7	59	150
総 菜 販 売 業	452	165	26	17	12	9	60	163
菓 子（パンを含む）販 売 業	534	176	38	24	16	13	69	198
食 品 販 売 業（上 記 以 外）	658	156	110	77	54	50	63	148
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業	-							
添 加 物 の 販 売 業	91	12	22	15	13	8	4	17
氷 雪 採 取 業	-							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	115	31	13	10	7	5	13	36

## ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成25年3月31日現在）

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	374	92	53	38	31	44	47	69
加 工 水 産 物 販 売 業	335	89	52	35	29	19	44	67
加 工 水 産 物 製 造 業	13	3		3	2	1	3	1
魚 介 類 等 行 商 業	11		1			9		1
かき作業場	一 類	14				14		
	二 類	1				1		

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成24年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数	
4回	食品製造業	広域流通食品	36	144	2,934	
		大量製造食品				
		危険度の高い食品(レトルト食品等)				
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)				
	飲食店営業	大量調理施設	5	20		
集団給食	大量調理施設	20	80			
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	19	57		
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	7	21		
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	32	64		
1回	食品製造業	上記以外の製造業	235	235		
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	362	362		
		学校, 病院, 社会福祉施設	93	93		
	食品販売業	食肉, 魚介類, 乳販(自販以外), 加工販	1,130	1,130		
喫茶店営業, 許可外	自販機以外, 販売業(そうざい, 菓子, 添加物)	1,072	1,072			
1回/2年	上記以外	飲食(一般, その他), 許可外食品製造業	1,126	563		
1回/3年	上記以外	許可外食品販売業(野菜果物, 食品, 器具容器・おもちゃ)	825	275		
1回/4年	上記以外	魚介類業商業, 氷雪販売業, 競り売り	18	5		
1回/5年	上記以外	喫茶(自販), 乳販(自販), 魚介類業商業, 氷雪販売業	841	168		
合 計			5,821	4,289		2,934

### (3) 食品衛生監視指導状況

#### ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成24年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		3,265	1,750	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	809	333	
	仕出し・弁当	272	202	
	旅館	76	73	
	その他	284	125	
菓子(パンを含む)製造業		144	91	
乳処理業		2	21	
特別牛乳搾取処理業			0	
乳製品製造業		5	28	
集乳業			0	
魚介類販売業		248	194	
魚介類競り売り営業		1	1	
魚肉練り製品製造業			2	
食品の冷凍または冷蔵業		12	9	
缶詰又は瓶詰食品製造業(上記および下記以外)		1	6	
喫茶店営業		521	85	
あん類製造業		2	3	
アイスクリーム類製造業		2	11	
乳類販売業		514	229	
食肉処理業		6	10	
食肉販売業		236	192	
食肉製品製造業		2	1	
乳酸菌飲料製造業		3	11	
食用油脂製造業			0	
マーガリン又はショートニング製造業			0	
みそ製造業		11	9	
しょう油製造業		5	9	
ソース類製造業		6	2	
酒類製造業		9	0	
豆腐製造業		16	15	
納豆製造業			0	
めん類製造業		10	16	
総菜製造業		51	43	
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		2	1	
食品の放射線照射業			0	
清涼飲料水製造業		9	28	
氷雪製造業		1	0	
氷雪販売業		5	0	

(注)施設数は、平成24年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成24年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,444	1,219	-
給食施設	学 校	22	37	
	病 院 ・ 診 療 所	17	29	
	事 業 所	6	24	
	そ の 他	68	44	
乳 搾 取 業		54	0	
食 品 製 造 業		60	132	
野 菜 果 物 販 売 業		407	192	
総 菜 販 売 業		444	207	
菓 子（パンを含む）販 売 業		526	229	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		650	255	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業			0	
添 加 物 の 販 売 業		83	41	
氷 雪 採 取 業			0	
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		107	29	

（注）施設数は、平成24年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成24年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		374	445	-
加工水産物販売業		335	228	
加工水産物製造業		13	62	
魚介類等行商業		11	5	
かき作業場	一類	14	146	
	二類	1	4	

（注）施設数は、平成24年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成24年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		612	1	
小 計		580	1	
魚 介 類		55		
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	5		
	生食用冷凍鮮魚介類			
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		59		
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		53		
乳 製 品		18		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)				
アイスクリーム類・氷菓		5		
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		31		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		286		
菓 子 類		22	1	
清 涼 飲 料 水		30		
酒 精 飲 料				
氷 雪				
水				
かん詰・びん詰食品				
そ の 他 の 食 品		11		
添 加 物 及 び そ の 製 剤				
器 具 及 び 容 器 包 装		5		
お も ち や				
乳	小 計	32		
	生 乳			
	牛 乳	32		
	低 脂 肪 牛 乳			
	加 工 乳			
そ の 他 の 乳				

(5) 集団食中毒発生状況

(平成24年)

No.	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1	該当なし										

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒



## 生活衛生対策等

### (1) 狂犬病予防業務の状況

(平成24年度)

区分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
登 録 頭 数	9,705	2,339	1,832	1,080	1,518	668	524	1,744
	( 569 )	( 146 )	( 137 )	( 57 )	( 81 )	( 39 )	( 12 )	( 97 )
予 防 注 射 頭 数	7,178	1,675	1,542	862	983	525	417	1,174

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段( )内は、新規登録頭数である。

# 薬事対策

## (1) 薬事等監視指導状況

(平成24年度)

区分	施設数								立入検査件数	監視指導率 (%)		
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町				
計	730	138	179	131	80	65	49	88	171	23.4		
薬局(既存薬局を含む。)	86	15	34	13	9	3	6	6	47	54.7		
薬局製造販売業(薬局製造業)	9	2	4	0	2	0	1	0	5	55.6		
医薬品販売業	小計	31	5	5	5	5	4	4	3	23	74.2	
	店舗販売業	28	4	5	5	4	4	4	2	23	82.1	
	既存一般販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
	既存薬種商等	3	1	-	-	1	-	-	1	0	0.0	
	特例販売業	小計	4	1	-	-	-	-	-	3	-	-
		一般	4	1	-	-	-	-	-	3	0	0.0
		駅構内売店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		歯科用医薬品取扱者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ガス性医薬品等取扱者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	13	4	4	2	0	2	0	1	8	61.5	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	61	10	19	10	4	4	4	10	23	37.7		
管理医療機器販売業・賃貸業	526	101	113	101	60	52	34	65	65	12.4		

(注) 施設数は、平成25年3月31日現在である。

## (2) 毒劇物監視指導状況

(平成24年度)

区分	施設数								立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	125	25	22	20	13	13	10	22	71	56.8	
製造業	4	1	-	1	-	2	-	-	6	150.0	
輸入業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
販売業	小計	120	24	22	19	12	11	10	22	65	54.2
	一般	79	13	21	18	9	9	3	6	43	54.4
	農薬用品目	40	11	1	1	3	1	7	16	21	52.5
	特定品目	1	-	-	-	-	1	-	-	1	100.0
業務上取扱者	小計	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	電気めっき事業	1	-	-	-	1	-	-	-	0	0.0
	金属熱処理事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	毒物劇物運送事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	しるあり防除事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 施設数は、平成25年3月31日現在である。

### (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成24年)

区 分	施 設 数 等								立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	845	157	263	157	82	45	51	90	217	25.7	
麻薬	小計	145	27	51	25	10	6	11	15	58	40.0
	家庭麻薬製造業者	1	1							0	0.0
	卸売業者	-									-
	小売業者	66	11	27	10	6	1	5	6	39	59.1
	病院	12	2	1	2	0	1	1	5	13	108.3
	一般診療所	54	10	19	11	3	4	4	3	6	11.1
	歯科診療所	1		1						0	0.0
	飼育動物診療施設	9	1	3	2	1	0	1	1	0	0.0
	研究者	2	2							0	0.0
大麻	研究者	-									-
向精神薬	小計	355	66	108	67	36	20	20	38	82	23.1
	卸売業者	-									-
	免許みなし卸売販売業者	12	4	4	2		1		1	6	50.0
	免許みなし薬局	86	15	34	13	9	3	6	6	54	62.8
	小売業者	-									-
	病院	13	2	2	2	0	1	1	5	15	115.4
	一般診療所	150	28	40	32	17	10	8	15	6	4.0
	歯科診療所	93	16	28	18	10	5	5	11	0	0.0
	飼育動物診療施設	-									-
	試験研究施設	1	1							1	100.0
覚せい剤	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施用機関	-									-
	研究者	-									-
覚せい剤原料	小計	345	64	104	65	36	19	20	37	77	22.3
	取扱者	1	1							1	100.0
	薬局	86	15	34	13	9	3	6	6	54	62.8
	病院・診療所	256	46	70	52	27	16	14	31	21	8.2
	飼育動物診療施設	-									-
	研究者	2	2							1	50.0

(注1) 施設数は、平成24年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。  
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



#### 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成24年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩壊試験		4	0	
定 量 試 験	アセトアミノフェン	2	0	
	イブプロフェン	2	0	
	ナファゾリン塩酸塩	2	0	
	チアミン硝化物	2	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(平成24年度)

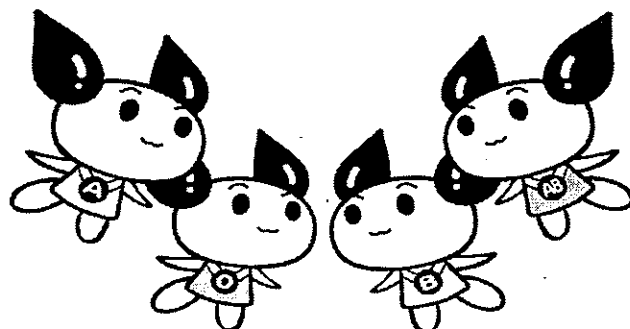
検査項目	試験検査数	不適件数
該当なし		

(6) 献血状況

(平成24年度)

区 分	総 数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	
		受付者数	7,341	805	3,388	1,377	263	658	212
献 血 者	計	6,102	652	2,902	1,121	214	523	181	509
	200mL	111	0	26	85	0	0	0	0
	400mL	5,991	652	2,876	1,036	214	523	181	509

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

# 環境保全対策

## (1) 公害関係特定施設の状況

(平成25年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	来所相談指導件数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	167	338	27	(65) 32	-	-	-
	法による届出	154	308	25	(63) 30	0	0	0
	条例による届出	13	30	2	(2) 2	0	0	0
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	1	(2) 2	-	-	-
	法による届出	1	1	1	(2) 2	0	0	0
一般粉じん	計	86	396	10	(124) 19	-	-	-
	法による届出	21	185	5	(68) 8	0	0	0
	条例による届出	65	211	5	(56) 11	0	0	0
特定粉じん	計	19	-	19	(11) 8	-	-	-
	発生施設届出	0	0	0	(0) 0	0	0	0
	排出等作業届出	19		19	(11) 8	0	0	0
ダイオキシン類	法による届出	14	20	5	(14) 12	0	0	0
水質汚濁	計	791	-	55	97	4	-	-
	法による届出	725		53	97	4	0	0
	条例による届出	66		2	0	0	0	0
	法による許可	21		4	9	0	0	0

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の( )内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成24年度の状況である。

## (2) 土壌汚染，化学物質対策の状況

(平成25年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	来所相談指導 件数	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数	
						(許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	計	-	-	27	11	-	-
	汚染土壌処理業	-	0	0	0	0	0
	法による届出			22	6	0	0
	法による申請			4	5		
	条例による報告			1	0	0	0
化学物質対策	条例に基づく指導		0				

(注)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成24年度の状況である。

### (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	登 録 数	来 所 相 談 指 導 件 数	新 規 登 録 数	立 入 検 査 延 件 数	改 善 命 令 等 件 数	
					行 政 指 導	改 善 命 令
第一種フロン類回収業事業者数	224	165	67	9	3	0

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成24年度の状況である。

### (4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成24年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	24	-	24	1	-	6	-	17	-	-
	(調査指導延件数)		(24)	(1)		(6)		(17)		
処 理 済	24	0	24	1		6		17		
翌年度へ繰越	-	0								

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

### (5) 水質事故事案の取扱状況

(平成24年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現 場 調 査	そ の 他
対 応 件 数	31	10	21

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覽表

(平成25年3月31日現在)

区分		市 町	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
硫 黄 酸 化 物	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法		2 (1)		1	1 (1)				
	簡易測定法		5 (-)			2		3		
窒 素 酸 化 物	吸光光度法又は 化学発光法		2 (1)		1	1 (1)				
	簡易測定法		7 (-)			2	2	3		
一酸化炭素			- (-)							
光化学オキシダント			3 (2)		1	1 (1)				1 (1)
浮遊粒子状物質			3 (2)		1	1 (1)				1 (1)
微小粒子状物質			- (-)							
炭化水素			1 (1)			1 (1)				
降下ばいじん			5 (-)			2		3		
浮遊粉じん			- (-)							
風 向 風 速			2 (2)			1 (1)				1 (1)
温 度 湿 度			1 (1)			1 (1)				
日 射 量			- (-)							

(注) 下段( )内は、県有施設の再掲。

〈 光化学オキシダントに係る緊急時措置 〉

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成24年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	海田	-	0	0	0	0	0	0	0
	芸北	-	0	0	0	0	0	0	0
注 意 報	海田	-	0	0	0	0	0	0	0
	芸北	-	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量, 窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以上	" " 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成24年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖沼を含む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		樽床貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		立岩貯水池(太田川)	
		樽床貯水池(太田川)	
		王泊貯水池(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
	多治比川(江の川)		
	本村川(江の川)		
	生田川(江の川)		
海 域	—		
海 水 浴 場	ベイサイドビーチ坂	3回	
地 下 水	個人宅(安芸高田市3箇所)	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		廃棄物処理施設等:北広島町(3地点)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	
そ の 他	—		
騒 音 調 査	—		
土 壌 汚 染	—		
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	北広島町	1回
	底 質	—	
	土 壌	—	



# 廃棄物対策

## (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成25年3月31日現在)

区 分		総数	受届出等 受理件数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	
し尿処理施設	施設数	2	23					1	1		
	立入検査件数	2						1	1		
ごみ処理施設	施設数	10					4	1	5		
	立入検査件数	3						1	2		
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-									
	立入検査件数	-									
公共下水道 終末処理場	施設数	12			4					5	3
	立入検査件数	9			4					2	3
浄化槽保守点検業者	施設数	11			3	4	1			1	2
	立入検査件数	10			3	4	1			1	1

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成24年度の状況である。

## (2) 産業廃棄物処理業許可状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内(増)	管轄外(減)
総 数 (a + b)	283	10	11	37	6	235	6	5			
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	227	7	8	31	5	198	3	5		4	4
	うち積替え保管を含むもの('a)	51	5		9	2	39		1		1
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	56	3	3	6	1	37	3				
	中間処理業(c)	55	3	3	6	1	3				
	中間処理・最終処分業(d)										
	最終処分業(e)	1									
産業廃棄物 A	小計 (a + b)	252	6	9	34	6	207	4			
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	200	4	7	29	5	173	2	5		3
	うち積替え保管を含むもの('a)	40	3		7	2	28		1		1
	処分業 (b ; b = c + d + e)	52	2	2	5	1	34	2			
	中間処理業(c)	51	2	2	5	1	34	2			
	中間処理・最終処分業(d)										
最終処分業(e)	1										
特別管理産業廃棄物 B	小計 (a + b)	31	4	2	3		28	2			
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	27	3	1	2		25	1		1	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	11	2		2		11				
	処分業 (b ; b = c + d + e)	4	1	1	1		3	1			
	中間処理業(c)	4	1	1	1		3	1			
	中間処理・最終処分業(d)										
最終処分業(e)											

(注1) 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上している。

(注2) 平成24年度末時点の所管業者の許可件数及び平成24年度に許可した各種許可件数等を記入している。

### (3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業者数	新規登録・許可 件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	70	14	21	-	1	13
フロン類回収業	43	5	19	-	2	12
解 体 業	13			-		3
破 碎 業	4					3
合 計	130	19	40	-	3	31

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

### (4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成25年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可 件数		変更許可 件数		譲受け・借受 け許可		届出等受理件数				定期検査	
	事業者	処分業者	うち助回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者	
										事業者	処分業者	事業者	処分業者			
施設数合計	46	1	45	-	1	-	-	-	-	-	-	2	19	-	-	
中間 処理 施設	小計		41	1	40	-	1	-	-	-	-	2	19	-	-	
	汚泥	脱水	4		4	-								1	-	-
		乾燥	-		-											
		天日乾燥	-		-											
		焼却	1		1											
	廃油	油水分離	1		1	-										
		焼却	1		1											
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-		-											
		廃プラスチック類	破砕	6		6	-							1	-	-
			焼却	2		2								1		
		木くず・ がれき類	破砕	22		22	-	1						15	-	-
		木くず・ その他	焼却	3		3								1		
	その他	1	1										2			
最終 処分 場	小計		5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型 管理型	安定型	3		3	-										
		管理型	2		2	-										
P C B廃棄物保管事業所	89	89		-												
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成24年度の状況である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

事業番号	調査等延べ件数	調査	件数		指導件数			指導内容						
			うち中間処理施設	うち埋立処分場	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導	指導事項数	指導事項のうち改善された件数	指導事項のうち指導のうちの件数	
1	有害物質排出事業所立入検査													
2	公害防止協定事業所立入検査													
3	産業廃棄物処理業立入検査	66	91	57	4						6	6		
4	産業廃棄物埋立処分場事業者	3	13											
	処理業者	2	4											
5	建設業立入検査	15									1	1		
6	県外産廃事前協議確認立入検査													
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	12	12								1	1		
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	14	18								1	1		
9	焼却施設立入検査	3	6								1	1		
10	産業廃棄物運搬車輻検査 (回数・台数)	2・11												
11	不法投棄等監視ランドパトロール (回数・件数)	7・7												
12	不法投棄等監視スカイパトロール (回数・件数)													
13	不法投棄等監視シーパトロール (回数・件数)													
14	スカイパトロールのフォローアップ調査													
15	産業廃棄物に係る事業	6	8											
	処理立入検査	1	1											
16	産廃処理施設定期検査立入													
17	産業廃棄物事業場外保管事業所立入													
18	その他事業所立入検査													
19	許可 (変更許可) 申請等指導件数	7	7	5							2	2	1	1
20	自動車リサイクル法関係申請等指導件数													
	登録業者													
21	自動車リサイクル法関係立入検査	5	8											
	許可業者	5	8								1	1	1	1
合計		157	176	62	4	10					15	15	13	2

(注1) 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上している。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上。  
 (注2) 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上。  
 (注3) 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入。  
 (注4) 許可 (変更許可) 申請指導件数には、変更届に係るものも含む。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成24年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	産廃	9,134 (147)	9,134 (147)	13	京都, 兵庫, 島根, 岡山, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 大分	汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, 鋳さい	0	
	特管	9,078 (91)	9,078 (91)	10	京都, 兵庫, 島根, 岡山, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 長崎	廃油(引火性), 廃酸(強酸), 廃アルカリ(強アルカリ), 感染性産業廃棄物	0	
	計	18,212 (238)	18,212 (238)	23		計 12種類	0	
最終処分	産廃							
	特管							
	計					計 種類		

(注1)平成24年4月1日～平成25年3月31日の間に処理した件数について記入している。

(注2)県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入している。

(注3)承認とした場合は、その理由を記入。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成24年8月3日	広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会	広島県廿日市庁舎第2庁舎	※1	35	※2
※1 広島海上保安部, 岩国海上保安署, 林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署, 広島北部森林管理署, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 広島東警察署, 海田警察署, 廿日市警察署, 大竹警察署, 安芸高田警察署, 山県警察署, 広島県広島港湾振興事務所, 広島県西部総務事務所, 広島県西部農林水産事務所, 広島県西部建設事務所, 広島県環境県民局産業廃棄物対策課, 広島県西部厚生環境事務所		※2 1 平成23年度の活動状況及び平成24年度の活動予定について 2 廃棄物不法投棄防止対策について 3 個別事例に対する指導等の質疑及び協議			

# その他の資料

## (1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成25年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
運 携 の た め の 団 体	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 保険健康課内	082-820-1504	地域保健対策協議会
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 保健課内	0826-72-2111	
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 健康推進課内	082-286-3258	健康づくり推進協議会
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 福祉課内	082-820-5605	
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	736-0068	安芸郡海田町新町19-10 安芸歯科医師会事務局内	082-822-9009	歯科衛生連絡協議会
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市保健医療課内	0826-42-5619	
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3258	献血推進協議会
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター	082-823-9225	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606	
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター	082-885-2611	
	団 体	安芸高田市社会福祉協議会	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1490-1 ふれあいセンターこうだ内	0826-45-2941
府中町社会福祉協議会		735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	
海田町社会福祉協議会		736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294	
熊野町社会福祉協議会		731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855	
坂町社会福祉協議会		731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	
安芸太田町社会福祉協議会		731-3702	山県郡安芸太田町簡賀2802-5 安芸太田町簡賀福祉センター内	0826-32-2226	
北広島町社会福祉協議会		731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680	
安芸高田市医師会		731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	医師会
安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931		
山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088		
職 能 団 体	安芸高田市歯科医師会	739-0521	安芸高田市吉田町常友1267-2 山崎歯科医院方	0826-46-3527	歯科医師会
	安芸歯科医師会	736-0068	安芸郡海田町新町19-10	082-822-9009	
	山県郡歯科医師会	731-2104	山県郡北広島町大字大朝4523-1 元林歯科医院方	0826-82-2325	
	社団法人広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1433-1 中元薬局パルバ店内	0826-45-3264	薬剤師会
	一般社団法人安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440	
	一般社団法人広島市薬剤師会山県支部	731-2103	山県郡北広島町新住2048-1 ノムラ薬局大朝店内	0826-82-3278	
	(社)広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524	看護協会
	(社)広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543	
	(社)広島県栄養士会広島北支部	732-0052	広島市東区光町1-11-5 テサンマンション908号室	082-261-0885	栄養士会
	(社)広島県栄養士会広島中支部	732-0052	広島市東区光町1-11-5 テサンマンション908号室	082-261-0885	
	安芸地区地域活動栄養士会	735-0014	安芸郡府中町柳ヶ丘74-34	082-281-7450	歯科衛生士会
	安芸地区地域歯科衛生士会	735-0002	安芸郡府中町清水ヶ丘14-10	082-281-2109	
	広島県獣医師会広島北支部	731-1141	広島市安佐北区安佐町鈴張3088-2	082-835-1105	
	広島県獣医師会安芸支部	732-0029	広島市東区福田2-2613-2	082-899-1111	
組 同 合 業	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	食品衛生協会
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036	

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
自 主 組 織	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 保健医療課内	0826-42-5619	食生活改善推進協議会
	府中町食生活改善推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 健康推進課内	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター内	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131	
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196	
	北広島町食生活改善推進協議会	731-1533	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 健康推進課内	082-286-3255	運動普及推進協議会
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域公衆衛生推進協議会
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 市民生活課内	0826-42-5616	公衆衛生推進協議会
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 生活環境課内	082-286-3242	
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 生活環境課内	082-820-5606	
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 環境防災課内	082-820-1506	
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内784-1 住民生活課内	0826-28-1960	
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 町民課内	0826-72-0854	
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0501	安芸高田市吉田町山手258 岡田美代子宅	0826-43-0827	精神障害者家族会
	府中町精神障害者家族の会 ふちゅう風の会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター	082-285-7278	
海田町精神障害者家族会 さくらの会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418		
山県西部四つ葉会	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236 保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196		
北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 保健課内	0826-72-0853		
広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-1514	山県郡北広島町川東1659	0826-72-2684	断酒会	
広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫1-9-29-18 桃谷様方	090-6831-0647		
広島県薬物乱用防止指導員海田地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	薬物乱用防止指導員協議会	
広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
府中町精神保健福祉ボランティア「なのはな」	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25	082-285-7278	精神保健福祉ボランティアグループ	